

JAいみず野の現況

(令和5年度いみず野農業協同組合ディスクロージャー誌)



いみず野農業協同組合

〒939-0276 富山県射水市北野1555-1

TEL(0766)52-0023

FAX(0766)52-5955

<https://www.ja-imizuno.or.jp/>

目 次

| | |
|---------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 1. 経営方針 | 2 |
| 2. 経営管理体制 | 3 |
| 3. 事業の概況（令和5年度） | 3 |
| 4. 農業振興活動と地域貢献情報 | 5 |
| 5. リスク管理の状況 | 8 |
| 6. 自己資本の状況 | 20 |
| 7. 主な事業の内容 | 21 |
| 【経営資料】 | |
| I 決算の状況 | |
| 1. 貸借対照表 | 31 |
| 2. 損益計算書 | 32 |
| 3. キャッシュ・フロー計算書 | 33 |
| 4. 注記表 | 34 |
| 5. 剰余金処分計算書 | 58 |
| 6. 部門別損益計算書 | 59 |
| 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書 | 61 |
| 8. 会計監査人の監査 | 61 |
| II 損益の状況 | |
| 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 | 62 |
| 2. 利益総括表 | 63 |
| 3. 資金運用収支の内訳 | 63 |
| 4. 受取・支払利息の増減額 | 64 |
| III 事業の概況 | |
| 1. 信用事業 | |
| (1) 貯金に関する指標 | |
| ① 科目別貯金平均残高 | 65 |
| ② 定期貯金残高 | 65 |
| (2) 貸出金等に関する指標 | |
| ① 科目別貸出金平均残高 | 65 |
| ② 貸出金の金利条件別内訳残高 | 65 |

| | |
|--|----|
| ③ 貸出金の担保別内訳残高 | 66 |
| ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高 | 66 |
| ⑤ 貸出金の使途別内訳残高 | 66 |
| ⑥ 貸出金の業種別内訳残高 | 66 |
| ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高 | 67 |
| ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況 | 68 |
| ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況 | 68 |
| ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 69 |
| ⑪ 貸出金償却の額 | 69 |
| (3) 内国為替取扱実績 | 69 |
| (4) 有価証券に関する指標 | |
| ① 種類別有価証券平均残高 | 69 |
| ② 商品有価証券種類別平均残高 | 69 |
| ③ 有価証券残存期間別残高 | 70 |
| (5) 有価証券等の時価情報等 | |
| ① 有価証券の時価情報等 | 70 |
| ② 金銭の信託の時価情報 | 70 |
| ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引 | 70 |
| 2. 共済取扱実績 | |
| (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高 | 71 |
| (2) 医療系共済の共済金額保有高 | 71 |
| (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高 | 71 |
| (4) 年金共済の年金保有高 | 72 |
| (5) 短期共済新契約高 | 72 |
| 3. 経済事業取扱実績 | |
| (1) 買取購買品取扱実績 | 73 |
| (2) 受託販売品取扱実績 | 73 |
| (2) 買取販売品取扱実績 | 73 |
| 4. 指導事業 | 73 |
| | |
| IV 経営諸指標 | |
| 1. 利益率 | 74 |
| 2. 貯貸率・貯証率 | 74 |

V 自己資本の充実の状況

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | 75 |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項 | 77 |
| 3. 信用リスクに関する事項 | 79 |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項 | 82 |
| 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 83 |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 | 83 |
| 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | 83 |
| 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 84 |
| 9. 金利リスクに関する事項 | 84 |

【JAの概要】

| | |
|------------------|----|
| 1. 機構図 | 87 |
| 2. 役員一覧 | 88 |
| 3. 会計監査人の名称 | 88 |
| 4. 組合員数 | 88 |
| 5. 組合員組織の状況 | 88 |
| 6. 特定信用事業代理業者の状況 | 89 |
| 7. 地区一覧 | 89 |
| 8. 店舗等のご案内 | 89 |

| | |
|---------------|----|
| 法定開示項目掲載ページ一覧 | 90 |
|---------------|----|

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ



日頃、皆様には格別のご愛顧をいただき厚くお礼申し上げます。

まずは1月1日に発生した能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

このたびJAいみず野では、令和5年度の業務内容、活動状況をお知らせするため、ディスクロージャー誌「JAいみず野の現状」を作成いたしました。皆様には本誌により経営の健全性、安全性等より一層のご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、昨年を振り返りますと、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、国内の経済活動も活発化の兆しが見えてきた年となりました。当JAにおきましても射水市農業産業まつりをはじめとした各種イベント等を開催し、組合員をはじめ地域の皆様との交流の機会を増やすことができました。

農業面では梅雨時期の線状降水帯の発生や、その後の酷暑等農作物にとって大変厳しい条件が続いたことにより、全国的に米の品質が大きく低下するなか、当JAにおきましては1等米比率が例年より低下したものの、富山県下の平均を大きく上回ることができました。特産の「富山ブラック枝豆」においては一部地域で冠水の被害を受けましたが、収量・品質ともに高い水準を維持しており、中京圏での販売量を増やすことができました。

また持続可能な開発目標（SDGs）の一環として、もみ殻を有効活用する「もみ殻循環プロジェクト」では、もみ殻シリカ灰を使用した『シリカエールプラス』のモニター販売をスタートしました。米の収量と品質の向上をはかるとともに、環境にやさしく持続可能な循環型農業に貢献する土壌改良資材として普及に努めてまいります。

結びになりますが、食と農を通じて豊かで活力ある地域社会づくりに努め、これからも地域から愛され信頼されるJAの実現に向けて、役職員一丸となって邁進いたす所存でございますので、尚一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月

代表理事組合長 塚本 清

1. 経営方針

農業をめぐる情勢は、新型コロナウイルスの影響による需給環境の変化等により産地間競争は激化する一方で、主食用米の需要減少による米価下落傾向とともに国際情勢の急激な変化による肥料・飼料・燃料等の生産資材価格の高騰に加えて令和6年能登半島地震被災など甚大な影響を受ける状況となっております。

今後さらなる需給調整が求められる中、JAは生産者・農業関係団体・行政等との連携を更に強化し、需要に応じた米生産を基軸とした水田フル活用に向けた取り組みを強化しなければなりません。

また、正組合員の高齢化や人手不足が深刻化する中、次世代担い手への円滑な事業継承や新規就農者に向けた支援を行い、持続可能な農業生産の実現を図るとともに、農業者の所得増大と生産拡大に向けた取り組みを進めていくことが必要となります。

令和6年度は、「第8次中期3ヵ年計画」と「第48回JA富山県大会」の決議実践の3年目であり、組合員との対話を通じ、将来の見通しを踏まえて策定した効率化戦略・成長戦略を着実に推し進め、持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組んでまいります。

1. 持続可能な食料・農業基盤の確立

- (1) 担い手経営体の多様なニーズに対応した総合事業提案の強化
- (2) 需要に応じた生産・販売と水田フル活用
- (3) JA農産物直売所等による付加価値の増大と新たな需要開拓
- (4) 生産トータルコストの低減

2. 持続可能な組織・事業基盤の確立と地域の活性化

- (1) 組合員との「アクティブ・メンバーシップ」の確立
- (2) 総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮

3. 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

- (1) 将来見通しをふまえた経営計画の策定・見直し
- (2) 経営の健全性確保とガバナンス・内部統制の強化
- (3) 「第3次富山県JA人づくり運動方針」に基づく協同組合としての役割発揮を支える人づくり
- (4) 自己改革を支える事業展開

4. 「食」「農」「地域」「JA」にかかる理解醸成に向けた取り組みの強化

- (1) 経営戦略の重要な柱と位置付けた広報活動の強化
- (2) 農政運動の強化
- (3) 国産・地元産農産物の消費拡大
- (4) 准組合員・地域住民等への協同組合の理解醸成にかかる取り組みの強化

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の常勤理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和5年度）

◇ 全体的な概況

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行され国内の経済活動も活発化の兆しが見えてきた年になりました。令和6年1月1日の能登半島地震により射水市内でも多くの被害が発生する事態になるまでは、当JAにおいても射水市農業産業まつりをはじめとして各種イベントや研修会等を積極的に開催し、組合員や利用者の方々との交流の機会を増やすことができました。

農業面では梅雨時期の線状降水帯の発生やその後の酷暑等農作物にとって大変厳しい経営環境の中で、管内の米生産においては1等米比率が例年より低い水準となりましたが県下平均は大きく上回ることができました。特産の「富山ブラック枝豆」は冠水の影響を一部受けましたが収量・品質とも良好に推移しております。これもひとえに生産者の皆様の日頃のご尽力の賜と感謝申し上げます。

もみ殻を有効資源として活用するもみ殻循環プロジェクトでは、もみ殻シリカ灰肥料「シリカエールプラス」をモニター販売して持続可能な循環型農業の取り組みを進めてきました。今後、土壌改良資材として収量・品質向上とともに減農薬・化学肥料削減につながる環境にやさしい肥料として地域に普及するよう注力していきます。

また事業面では、感染症対策・震災後対応等の活動を工夫しながら役職員一丸となって事業運営に取り組みました結果、計画未達となった事業が一部ありましたが、事業利益・経常利益は計画を上回ることができました。

◇ 信用事業

日銀のマイナス金利が長期化し、資金収支の悪化等厳しい状況が続く中で、JAが農業・地域を基盤とする金融機関として、存在価値を発揮し続けることができるよう取り組んできました。

貯金では、組合員・利用者のライフスタイルの変容も踏まえ、インターネット・キャッシュレス化・通帳レス化の対応（JAバンクアプリ・インターネットバンキング）、年金相談会の開催（毎月開催）等に取り組みました。

貯金残高は、個人貯金等の減少もあり計画額1,410億円に対し1,381億47百万円（計

画対比 97.9%) となりました。

貸出金では、休日のローン相談（ローンセンターを毎週日曜日営業）、住宅ローンの紹介情報を得るための住宅展示場へのPR活動等に継続的に取り組みました。

貸出金残高は計画額 293 億 50 百万円に対し 290 億 42 百万円（計画対比 98.9%）となりました。

◇ 共済事業

組合員・利用者に“寄り添う”活動を着実に実践し、「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の万全な保障提供を通じて、「組合員・利用者の声を活かした業務改善」を目指し事業展開してきましたが、新契約実績は計画に届きませんでした。

新契約実績につきましては、以下の通りとなりました。

<新契約高>

| | |
|--------------------------|--------------|
| 満期（終身）共済金額合計 | 213,855 万円 |
| 保障共済金額合計 | 1,046,585 万円 |
| 新規共済契約者数（長期共済および自動車共済合計） | 11,374 人 |
| 新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く） | 1,366 人 |
| 年金共済 | 121 人 |

一方で、共済の保有高等については、以下のとおりとなりました。

<保有高等>

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 満期（終身）共済金額合計 | 5,203,509 万円（対前年比 96.5%） |
| 保障共済金額合計 | 24,547,926 万円（対前年比 96.2%） |
| 医療系共済 入院共済金額合計 | 3,958 万円（対前年比 94.3%） |
| 医療系共済 一時金額合計 | 29,541 万円 |
| 介護系共済 介護共済金額合計 | 371,698 万円（対前年比 106.5%） |
| 年金共済 年金年額 | 280,438 万円（対前年比 97.7%） |
| 自動車共済 共済掛金合計 | 44,204 万円（対前年比 99.8%） |
| 共済契約者数（長期共済および自動車共済合計） | 49,466 人 |
| 被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く） | 24,645 人 |
| 年金共済 | 4,521 人 |

◇ 購買事業

生産資材については、主体となる肥料・農薬等の早期仕入や事前予約の徹底等に取り組み、農業機械はキャンペーンや展示会を開催しTAC（営農指導員）と連携してスマート農業などの提案を行いました。その結果、計画額 13 億 91 百万円に対して供給実績額 14 億 86 百万円（計画対比 106.8%）で計画を上回りました。生活物資については、計画額 16 億 39 百万円に対して供給実績額 14 億 62 百万円（計画対比 89.2%）となりました。購買事業全体では、計画額 30 億 30 百万円に対して供給実績額 29 億 49 百万円（計画対比 97.3%）となりました。

◇ 販売事業

令和5年産米については、114,818.0 俵(60kg)の出荷契約に対し、出荷実績は96,426.0

俵（60 kg）で、出荷契約対比 84.0%となりました。継続的な土壌改良資材の散布・適切な水管理・ラジヘリ等による適期防除が行われ県下トップクラスの 1 等米比率（出荷契約米 R6.2 月末：JA いみず野 84.9%、全農集荷 県平均 61.6%）となりました。

園芸振興の取り組みでは、重点作物「えだまめ」において、県内外の市場に加え中京圏への販売も好評でした。また、白ねぎ・小松菜・キャベツ等も県内外の市場等へ出荷しています。

◇ その他事業

カントリーエレベーターをはじめとする生産施設では円滑な稼働に努め「いみず野産米」の高位平準化が順調に図られています。また、地産地消を通して健全な食生活ができるように、国産品の大切さを伝え食の安全・安心を推し進めるとともに、次世代を担う子供達の農業体験を通じた食育活動、「JA 健康寿命 100 歳プロジェクト」に基づき高齢者福祉の助け合い活動、組合員の健康管理のため日帰り人間ドックの受診を勧めるなど『食』『農』『暮らし』を基軸とした活動に取り組んでいます。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当 JA は、射水市（一部高岡市を含む）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 JA の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 JA では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 JA は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業やくらしの助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

水稻では生産者自らが生育状況を調査・把握し、適正な管理を実施する「米品質向上プロジェクト」により高品質な富山米「富富富」の品質・収量向上につなげています。

営農組織の法人化に伴い、担い手組織の経営複合化と管内園芸作物の振興を図るため、「えだまめ」においては、選別設備を整備するとともに野菜集出荷施設を拠点施設として荷受・調整・出荷に努めています。また、施設の活用として、キャベツの集荷やブロッコリーの予冷にも一役を担っています。出荷先は、首都圏・中京圏市場や JA 直営直売所「村の駅菜っちゃん 太閤山店・新湊店」やインショップ、食品卸業者と連携することにより販路の拡大に努める一方、学校給食でも食材の提供を栄養士と協議し、地産地消の観点から食材の供給にも力を注いでいます。

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動の実践
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の生産指導
- ・JA直売所「菜っちゃん」をはじめ、インショップ、学校給食による地産地消促進
- ・小学生を対象とした「チャレンジ農業体験 2023」の開催

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、138,147百万円（うち定期積金の残高は1,529百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

| | |
|---------|-------------|
| 組 合 員 等 | 113,422 百万円 |
| そ の 他 | 24,725 百万円 |
| 合 計 | 138,147 百万円 |

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、29,042百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

| | |
|-------------|------------|
| 組 合 員 等 | 22,880 百万円 |
| 地 方 公 共 団 体 | 3,296 百万円 |
| そ の 他 | 2,865 百万円 |
| 合 計 | 29,042 百万円 |

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

当JAでは地域社会とのつながりを深め、文化的・社会的に貢献するため次のような活動に取り組んでいます。

- 小・中学校において米飯学校給食の充実と地産地消による地元農産物の消費拡大を図るための支援を行っています。
- 地域行事等各種イベントに積極的に参加することにより皆様とのふれあいを大切にしています。
- J A女性部は高齢者福祉活動として「さわやかホットサロン」を開催しています。
- 年金相談会や税理士による税務相談会を行っています。
- 児童・生徒の書写教育に貢献することを目的として「書道コンクール」を開催しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会ではパークゴルフ大会をはじめとした催事を通し会員相互の親睦を深めています。また、助け合い組織「いみずの」ではJ A女性部と連携し福祉活動に取り組んでいます。

(3) 情報提供活動

広報誌「いみず野」の発行や営農情報の流布に加え、ラインやインスタグラムによる各種イベント情報の案内やインターネットによっても各種情報をお伝えしています。

◇地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み、担い手経営体や農業者等のニーズを把握しサービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、農業経営アドバイザー2人、J Aバンク農業金融プランナーを5人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門が連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与を提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

(5) 農山村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山村等地域への貢献

射水市が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の構成員として、プラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、J Aバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

[リスク管理方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランス

を重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業

の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

[内部統制システム基本方針]

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和6年3月26日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営体制]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、

苦情・相談等の窓口を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識
当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供
創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。
3. 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。
4. 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

- ・信用事業
金融共済部貯金為替課
電話番号／0766-52-0117
- ・共済事業
金融共済部共済業務課
電話番号／0120-621-308
- ・その他
企画管理部総務課
電話番号／0766-52-0023

受付時間／いずれの窓口も、月～金曜日(祝祭日を除く)、午前9時～午後5時

②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

いみず野農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつかまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の 1 つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ロンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ロンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ロンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ロンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク利用者保護等管理方針

いみず野農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応

する。

3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本の方針

いみず野農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要

な体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

いみず野農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

本誌12ページに掲載の【金融ADR制度への対応「苦情処理措置の内容」及び「紛争解決措置の内容」】をご覧ください。

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位：人、日)

| 監査期間 | 監査内容等 | 監査従事人員数 | | |
|-----------------|-----------------|---------|-----------|-----|
| | | 監事 | 内部 監査員 | 計 |
| R5. 3/16～4/6 | 令和4年度末決算監事監査 | 46 | 11 | 57 |
| R5. 6/1～6/15 | 令和5年度上期無通告内部監査 | | 31 | 31 |
| R5. 6/1～6/22 | 令和5年度上期随時監事監査 | 9 | | 9 |
| R5. 7/24～7/28 | 令和5年度上期内部監査 | | 20 | 20 |
| R5. 8/30～8/31 | 令和5年度上期棚卸立会 | 6 | 7 | 13 |
| R5. 8/14～10/6 | 令和5年度上半期監事監査 | 43 | 21 | 64 |
| R5. 11/15～12/8 | 令和5年度下期随時監事監査 | 7 | | 7 |
| R5. 10/24～11/16 | 令和5年度下期無通告内部監査 | | 40 | 40 |
| R6. 1/11～11/15 | 令和4年産JA直売米内部監査 | | 3 | 3 |
| R6. 1/18～2/16 | 令和5年度下期内部監査 | | 42 | 42 |
| R6. 2/28～2/29 | 令和5年度下期棚卸（決算）立会 | 8 | 5 | 13 |
| | 監査延べ人数 | 119 | 180 | 299 |

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、16.98%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|-------------------|-----------------------|
| 発行主体 | いみず野農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 1,697百万円(前年度1,714百万円) |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌 24 ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌 25 ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当 J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国の J Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌 25 ページから 28 ページをご覧ください。

[共済事業]

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌 29 ページをご覧ください。

[経済事業]

◇ 購買事業

組合員や地域住民のみなさまへ農業生産に必要な肥料・農薬、農機具、生産資材をはじめ生活に必要な物資の供給を行っています。

◇ 営農販売事業

地域で生産された米、大豆、野菜、果実、花卉、畜産物などの農産物の共同出荷をお手伝いしています。

◇ 指導事業

農業振興や地域の方々のお役に立つために営農指導、生活文化・教育情報活動など様々な活動を実施しております。

[その他の事業]

農業生産の協同化を進めるため水稻育苗施設やカントリーエレベーターなど生産施設の運営、さらに冠婚葬祭・農産物直売直食等生活関連事業を通して地域社会への貢献に努めております。

(2) 系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【主な貯金商品】

| 種 類 | し く み と 特 徴 | お預入期間 | お預入金額 | |
|-----------------------|---|--|-----------------|--------|
| 普通貯金 (総合口座) | いつでも預入・引出ができます。給与・年金等の自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。 | 出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 普通貯金 無利息型 (決済用) | 利息はつきません。個人のもは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。 | 出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 貯蓄貯金 | お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。普通貯金と同様にいつでも預入・引出ができますが、給与・年金等の自動受取や、公共料金等の自動支払にはご利用いただけません。 | 出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 当座貯金 | お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。 | 出し入れ自由 | 1円以上 | |
| スーパー定期貯 | お預け入れは1円からという手軽な定期貯金です。お預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利(個人の方のみ)も選択できます。 | 1ヶ月以上 10年以内 | 1円以上 | |
| 大口定期貯金 | 1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。(単利型のみのお取扱となります) | 1ヶ月以上 10年以内 | 1,000万円 以上 | |
| 期日指定 定期貯金 | お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。 | 最長3年 | 1円以上 300万円未満 | |
| 変動金利型 定期貯金 | 市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。 | 1年・2年・ 3年 | 1円以上 | |
| 据置定期貯金 | 6か月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。半年ごとの複利計算となります。 | 最長5年 | 1,000万円未満 | |
| 定期積金 | 毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。 | 6ヶ月以上 10年以内 | 1回1,000円 以上 | |
| 財形貯金 | 一般財形貯 | お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。 | 3年以上 | 1回1円以上 |
| | 財形年金貯 | 退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。 | 5年以上 | 1回1円以上 |
| | 住宅財形貯 | マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。 | 5年以上 | 1回1円以上 |

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

| 種 類 | 内 容 |
|-------------|--|
| 住 宅 ロ ー ン | マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。 |
| リフォームローン | リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。 |
| マイカーローン | 新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。 |
| 教 育 ロ ー ン | 高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。 |
| フ リ ー ロ ー ン | 生活に必要な一切の資金です。 |
| カ ー ド ロ ー ン | あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。 |

※ 上記商品例は生活資金の例ではございますが、その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。また、当JAホームページでも取扱商品をご紹介しますどうぞご覧ください。

<http://www.ja-imizuno.or.jp/jabank/>

【主なその他のサービス】

| 種 類 | 内 容 |
|------------------------|--|
| JA キャッシュサービス | カード1枚で、貯金の入出金・残高照会等が、当JAの本支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等に設置のATM（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ATM）でご利用できます。 |
| デビットカードサービス | 「J・Debit」ジェイデビットマークのある加盟店なら、全国どこでも当JAのキャッシュカードを利用してお買い物などの代金支払いができるサービスです。 |
| 各種自動受取サービス | 給与、国民年金・厚生年金等の公的年金や配当金などが、お客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれる便利なサービスです。 |
| 各種自動支払サービス | 電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消されます。 |
| 自動送金サービス | お客様の口座から毎月ご指定日に一定額の振込を、JA本支店・他金融機関のご指定口座へ送金します。お子様への仕送りや家賃、駐車料などの振込に便利です。 |
| 自動集金サービス | 販売代金、賃貸料、会費などを、当JA各支店の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。 |
| JA カ ー ド (クレジットカード) | このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などの代金お支払いにご利用いただけます。 |
| JA バ ン ク ア プ リ | お客様のスマートフォンからアプリを利用して、貯金残高や入金明細が確認できるサービスです。 |
| インターネットバンキング | お客様のインターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンを通じて、貯金残高・入金明細の照会や振込・振替、税金・各種料金の払込、定期貯金、ローン繰上返済などの各種サービスがご利用いただけます。 |

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（令和6年6月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれています。

| 項目 | | 金額 | | 備考 | | | |
|------------|---------------|---------------|-------------|------------------------|-------|---------------|----------------------------|
| 為替 | 振込 | 取引金額 | | 5万円未満 | 5万円以上 | | |
| | | A T M | 当JA同一店舗内 | | 無料 | | |
| | | | 当JA本支店宛 | | 無料 | | |
| | | | 他（県内・県外）JA宛 | | 220円 | 440円 | |
| | | | 他行宛 | | 440円 | 660円 | |
| | | 窓 口 | 当JA同一店舗内 | | 110円 | 220円 | 視覚に障害がある方は、ATM利用金額と同額となります |
| | | | 当JA本支店宛 | | 220円 | 440円 | |
| | | | 他行（他JA含）宛 | | 660円 | 770円 | |
| | 他行文書（他JA含） | | 660円 | 880円 | | | |
| | 代金取立 | 普通扱い | | 660円 | | | |
| | | 至急扱い・個別取立 | | 660円 | | | |
| | その他 | 振込組戻し | | 660円 | | | |
| 代金取立て組戻し | | 660円 | | | | | |
| 不渡手形返却 | | 660円 | | | | | |
| 振替 | サービス契約料（月）1件 | | 55円 | | | | |
| | 定時自動送金 | 取引金額 | | 5万円未満 | 5万円以上 | | |
| | | 振込手数料 | 当JA同一店舗 | | 無料 | | |
| | | | 当JA本支店 | | 無料 | | |
| | 他行（他JA含） | | 440円 | 660円 | 1件につき | | |
| | 口座振替 | 1件 | | 110円 | | | |
| | | 1件（データー持込の場合） | | 55円 | | | |
| 口座振替（農業団体） | 1件 | | 33円 | | | | |
| | 1件（データー持込の場合） | | 11円 | | | | |
| 貯金取引 | 発行手数料 | 残高証明書 | 都度発行 | 220円 | | | |
| | | | 定期発行 | 220円 | | | |
| | | 保証小切手発行 | | 550円 | | JAの都合による発行を除く | |
| | 当座性入金帳（50部） | | 1,650円 | | | | |
| | 取引明細発行（1枚につき） | | 110円 | | | | |
| | 再発行手数料 | 貯金証書・通帳 | | 1,100円 | | | |
| | | ICキャッシュカード | | 1,100円 | | | |
| JAカード | | 1,100円 | | | | | |
| 他各種カード | | 1,100円 | | | | | |
| 未利用口座管理手数料 | | 1,320円 | | 2021年10月1日以降に新規に開設した口座 | | | |

| 項目 | | 金額 | | 備考 | |
|----------|--------------------------------|--------------|-----------------|-------|---|
| 両替等 | ①両替 ②出金（金種指定） ③大量硬貨入金 | ～100枚まで | 無料 | | ・ 同一日に繰返しご依頼された場合は、1回とみなし手数料をご負担頂きます。 ・ 両替のお取扱い枚数は、お客様がお受取りになられる枚数、またはお客様がご持参される枚数のいずれか多い方とさせていただきます。 ・ 募金・義援金のご入金に関しては無料となります。 |
| | | 101～300枚まで | 110円 | | |
| | | 301～1000枚まで | 330円 | | |
| | | 1001枚～ | 以降1000枚毎に330円加算 | | |
| 手形・小切手 | 小切手帳（50枚） | | 2,200円 | | |
| | 約束手形用紙（50枚） | | 2,200円 | | |
| | マル専口座取扱（割賦販売通知書） | | 3,300円 | | |
| | マル専手形用紙（1枚） | | 550円 | | |
| 個人ネットバンク | 月額使用料 | | 無料 | | |
| | 振込 | 取引金額 | 5万円未満 | 5万円以上 | |
| | | 当 J A 同一店舗内 | 無料 | | |
| | | 当 J A 本支店宛 | 無料 | | |
| | | 県内JA宛 | 無料 | | |
| | | 県外JA宛 | 220円 | 330円 | |
| | | 他行宛 | 220円 | 440円 | |
| 法人ネットバンク | 月額使用料（基本サービス+伝送サービス） | | 1,100 | | |
| | 振込 総合振込 データー伝送 ファイル伝送 | 取引金額 | 5万円未満 | 5万円以上 | |
| | | 当 J A 同一店舗内 | 無料 | | 総合振込の振込手数料はデーター伝送、ファイル伝送とも同金額となります |
| | | 当 J A 本支店宛 | 無料 | | |
| | | 県内JA宛 | 220円 | 330円 | |
| | | 県外 J A ・ 他行宛 | 440円 | 660円 | |

参考) A T M手数料

| 使用する A T Mコーナー | 取引種類 | 平日 | | 土曜日 | | 日曜日・祝日 | | 備 考 |
|---|--------------|---------------|------|---------------|------|--------------|------|--|
| | | 時間 | 料金 | 時間 | 料金 | 時間 | 料金 | |
| J A いみず野 | お預入れ お支払い | 8:00 ~ 21:00 | 無料 | 8:00 ~ 21:00 | 無料 | 8:00 ~ 21:00 | 無料 | |
| 県内他 J A | お預入れ お支払い | 8:00 ~ 21:00 | 無料 | 8:00 ~ 21:00 | 無料 | 8:00 ~ 21:00 | 無料 | A T Mの機械によっては、21:00まで稼働していない場合があります。 |
| 県外他 J A | お預入れ お支払い | 8:00 ~ 21:00 | 無料 | 9:00 ~ 17:00 | 無料 | 9:00 ~ 17:00 | 無料 | |
| 農 漁 協 | お支払い | 8:00 ~ 21:00 | 無料 | 9:00 ~ 17:00 | 無料 | 9:00 ~ 17:00 | 無料 | |
| イータウン (共同設置) | お支払い | 9:00 ~ 18:00 | 無料 | 9:00 ~ 14:00 | 無料 | 9:00 ~ 21:00 | 110円 | |
| | | 18:00 ~ 21:00 | 110円 | 14:00 ~ 21:00 | 110円 | | | |
| ｱﾙﾌﾞﾗﾞﾞ小杉 (共同設置) | お支払い | 9:00 ~ 18:00 | 無料 | 9:00 ~ 14:00 | 無料 | 9:00 ~ 20:00 | 110円 | A T Mが設置されている店舗(施設)の営業時間以外の時間帯はご利用できません。 |
| | | 18:00 ~ 20:00 | 110円 | 14:00 ~ 20:00 | 110円 | | | |
| ゆうちょ銀行 (※) | お支払い | 8:00 ~ 8:45 | 220円 | 8:00 ~ 9:00 | 220円 | 8:00 ~ 21:00 | 220円 | ※優遇プログラム対象A T M |
| | | 8:45 ~ 18:00 | 110円 | 9:00 ~ 14:00 | 110円 | | | |
| | | 18:00 ~ 21:00 | 220円 | 14:00 ~ 21:00 | 220円 | | | |
| セブン銀行 (※) ローソン銀行 (※) イーネット (※) | お預入れ お支払い | 8:00 ~ 8:45 | 220円 | 8:00 ~ 21:00 | 220円 | 8:00 ~ 21:00 | 220円 | |
| | | 8:45 ~ 18:00 | 110円 | | | | | |
| | | 18:00 ~ 21:00 | 220円 | | | | | |
| 三菱UFJ銀行 | お支払い | 8:45 ~ 18:00 | 無料 | 9:00 ~ 14:00 | 110円 | 110円 | | 稼働時間はA T Mにより異なります。また、A T M稼働時間であってもJ Aバンクのキャッシュカードがご利用できない場合がございます。詳しくは、ご利用A T Mの掲示等でご確認ください。 |
| | | 上記以外のその他時間帯 | | | | | | |
| その他 (M I C S提携) | お支払い | 8:45 ~ 18:00 | 110円 | 9:00 ~ 14:00 | 220円 | 220円 | | ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用A T Mの掲示等でご確認ください。 |
| | | 上記以外のその他時間帯 | | | | | | |
| J AのA T Mで キャッシング | お支払い | 8:00 ~ 8:45 | 110円 | 9:00 ~ 14:00 | 無料 | 9:00 ~ 17:00 | 110円 | J Aカード(クレジットカード)でキャッシングした場合の手数料です。 |
| | | 8:45 ~ 18:00 | 無料 | 14:00 ~ 17:00 | 110円 | | | |
| | | 18:00 ~ 21:00 | 110円 | | | | | |

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

| 種 類 | 内 容 |
|--------------------------------------|---|
| 終身共済 | 一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。 |
| 引受緩和型終身共済 | 一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。 |
| 医療共済 【メディフル】 | 病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。 |
| 引受緩和型医療共済 | 健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。 |
| がん共済 | がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。 |
| 介護共済 | 所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。 |
| 認知症共済 | 認知症と診断されたときや、認知症の前段階の軽度認知障害（MC I）まで幅広く保障するプランです。 |
| 特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】 | 三大疾病やその他の生活習慣病など、長引く治療や療養の経済的負担に備えるプランです。 |
| 生活障害共済 【働くわたしのささエール】 | 病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。 |
| 養老生命共済 | 一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。 |
| こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】 | お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。 |
| 予定利率変動型年金共済 【ライフロード】 | 老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。 |
| 定期生命共済・ 定期生命共済（通減期間設定型） 【みちびき】 | 一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、より手頃な掛金で保障を準備することも可能です。 |
| 傷害共済 | 日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。 |
| 賠償責任共済 | 日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。 |
| 農業者賠償責任共済 | 農業に関する幅広い損害賠償責任などを保障します。 |

○ いえに関する保障

| 種 類 | 内 容 |
|----------------------------|--|
| 建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】 | 火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。 |
| 火災共済 | 建物・動産の火災などによる損害を保障します。 |

○ くるまに関する保障

| 種 類 | 内 容 |
|-------------------|--|
| 自動車共済 【クルマスター】 | 相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。 |
| 自賠償共済 | 法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。 |

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※ この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | | 科 目 | 金 額 | |
|----------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|
| | 4年度 | 5年度 | | 4年度 | 5年度 |
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 1. 信用事業資産 | 137,050,630 | 135,877,340 | 1. 信用事業負債 | 140,114,636 | 138,803,451 |
| (1) 現金 | 540,218 | 556,277 | (1) 貯金 | 139,390,358 | 138,147,720 |
| (2) 預金 | 97,598,057 | 96,238,037 | (2) その他の信用事業負債 | 724,278 | 655,731 |
| 系統預金 | 97,597,940 | 96,237,947 | 未払費用 | 40,611 | 39,638 |
| 系統外預金 | 116 | 89 | その他の負債 | 683,666 | 616,093 |
| (3) 有価証券 | 9,237,277 | 9,463,421 | 2. 共済事業負債 | 449,051 | 445,417 |
| 国債 | 8,737,303 | 8,063,443 | (1) 共済資金 | 243,770 | 250,254 |
| 地方債 | 499,974 | 1,399,978 | (2) 未経過共済付加収入 | 197,187 | 194,277 |
| (4) 貸出金 | 29,160,600 | 29,042,425 | (3) その他の共済事業負債 | 8,093 | 885 |
| (5) その他の信用事業資産 | 565,260 | 599,041 | 3. 経済事業負債 | 193,899 | 146,973 |
| 未収収益 | 514,762 | 512,597 | (1) 経済事業未払金 | 123,734 | 138,701 |
| その他の資産 | 50,497 | 86,444 | (2) 経済受託債務 | 70,163 | 8,270 |
| (6) 貸倒引当金 | ▲ 50,784 | ▲ 21,863 | (3) その他の経済事業負債 | 2 | 2 |
| 2. 共済事業資産 | 2,367 | 2,102 | 4. 雑負債 | 239,497 | 188,789 |
| 3. 経済事業資産 | 1,468,023 | 1,463,002 | (1) 未払法人税等 | 14,924 | 30,483 |
| (1) 受取手形 | 1,650 | 1,850 | (2) その他の負債 | 224,573 | 158,306 |
| (2) 経済事業未収金 | 165,037 | 197,967 | 5. 諸引当金 | 473,570 | 480,039 |
| (3) 経済受託債権 | 812,754 | 750,571 | (1) 賞与引当金 | 51,640 | 51,031 |
| (4) 棚卸資産 | 478,805 | 504,817 | (2) 退職給付引当金 | 403,718 | 405,352 |
| 購買品 | 478,805 | 504,674 | (3) 役員退職慰労引当金 | 18,212 | 23,656 |
| 販売品 | - | 143 | 負債の部合計 | 141,470,655 | 140,064,672 |
| (5) その他の経済事業資産 | 11,633 | 12,446 | (純資産の部) | | |
| (6) 貸倒引当金 | ▲ 1,857 | ▲ 4,650 | 1. 組合員資本 | 9,855,016 | 10,019,477 |
| 4. 雑資産 | 201,155 | 185,964 | (1) 出資金 | 1,714,942 | 1,697,920 |
| 5. 固定資産 | 3,791,004 | 3,656,900 | (2) 資本準備金 | 40,499 | 40,499 |
| (1) 有形固定資産 | 3,772,860 | 3,638,060 | (3) 利益剰余金 | 8,130,973 | 8,313,003 |
| 建物 | 4,934,755 | 4,960,932 | 利益準備金 | 2,214,350 | 2,264,350 |
| 機械装置 | 2,662,405 | 2,626,953 | その他利益剰余金 | 5,916,623 | 6,048,653 |
| 土地 | 1,410,829 | 1,411,019 | リスク管理積立金 | 2,451,638 | 2,571,638 |
| 建設仮勘定 | - | 590 | 情報システム機能強化等積立金 | 299,340 | 299,340 |
| その他の有形固定資産 | 1,182,976 | 1,176,002 | 税効果調整積立金 | 133,378 | 132,854 |
| 減価償却累計額 | ▲ 6,418,106 | ▲ 6,537,437 | 特別積立金 | 2,699,796 | 2,699,796 |
| (2) 無形固定資産 | 18,143 | 18,839 | 当期未処分剰余金 | 332,469 | 345,024 |
| 6. 外部出資 | 7,945,932 | 7,946,062 | (うち当期剰余金) | (211,507) | (237,946) |
| 系統出資 | 7,807,168 | 7,807,168 | (4) 処分未済持分 | ▲ 31,398 | ▲ 31,945 |
| 系統外出資 | 138,764 | 138,894 | 2. 評価・換算差額等 | ▲ 530,822 | ▲ 819,923 |
| 7. 繰延税金資産 | 335,735 | 132,854 | (1) その他有価証券評価差額金 | ▲ 530,822 | ▲ 819,923 |
| | | | 純資産の部合計 | 9,324,194 | 9,199,553 |
| 資産の部合計 | 150,794,849 | 149,264,226 | 負債及び純資産の部合計 | 150,794,849 | 149,264,226 |

2. 損益計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | | 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------------|------------------|------------------|
| | 4年度 | 5年度 | | 4年度 | 5年度 |
| 1. 事業総利益 | 2,212,780 | 2,249,624 | (9) 保管事業収益 | 41,283 | 42,019 |
| 事業収益 | 4,712,781 | 4,823,521 | (10) 保管事業費用 | 515 | 516 |
| 事業費用 | 2,500,000 | 2,573,896 | 保管事業総利益 | 40,767 | 41,502 |
| (1) 信用事業収益 | 894,618 | 899,915 | (11) 利用事業収益 | 474,506 | 443,256 |
| 資金運用収益 | 850,652 | 819,256 | (12) 利用事業費用 | 223,921 | 217,391 |
| (うち預金利息) | (451,086) | (450,462) | 利用事業総利益 | 250,584 | 225,865 |
| (うち有価証券利息) | (50,403) | (63,727) | (13) その他事業収益 | 6,632 | 10,574 |
| (うち貸出金利息) | (298,581) | (297,018) | (14) その他事業費用 | 195 | 337 |
| (うちその他受入利息) | (50,580) | (8,048) | その他事業総利益 | 6,437 | 10,237 |
| 役務取引等収益 | 33,802 | 32,697 | (15) 指導事業収入 | 33,836 | 27,416 |
| その他事業直接収益 | - | 37,790 | (16) 指導事業支出 | 59,823 | 64,229 |
| その他経常収益 | 10,163 | 10,171 | 指導事業収支差額 | ▲ 25,987 | ▲ 36,813 |
| (2) 信用事業費用 | 147,532 | 142,192 | 2. 事業管理費 | 2,108,973 | 2,086,165 |
| 資金調達費用 | 42,719 | 31,196 | (1) 人件費 | 1,334,376 | 1,315,129 |
| (うち貯金利息) | (39,177) | (28,484) | (2) 業務費 | 197,975 | 201,026 |
| (うち給付補填備金繰入) | (1,282) | (747) | (3) 諸税負担金 | 53,885 | 51,963 |
| (うちその他支払利息) | (2,260) | (1,964) | (4) 施設費 | 502,326 | 493,156 |
| 役務取引等費用 | 5,665 | 5,678 | (5) その他事業管理費 | 20,409 | 24,888 |
| その他事業直接費用 | - | 30,324 | 事業利益 | 103,807 | 163,458 |
| その他経常費用 | 99,146 | 74,992 | 3. 事業外収益 | 141,065 | 136,041 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (▲12,925) | (▲24,900) | (1) 受取雑利息 | 0 | - |
| (うち貸倒引当金戻入益) | | (50) | (2) 受取出資配当金 | 116,541 | 116,538 |
| 信用事業総利益 | 747,086 | 757,723 | (3) 賃貸料 | 9,398 | 9,910 |
| (3) 共済事業収益 | 508,284 | 466,545 | (4) 雑収入 | 15,125 | 9,591 |
| 共済付加収入 | 457,744 | 435,695 | 4. 事業外費用 | 4,971 | 7,259 |
| その他の収益 | 50,540 | 30,849 | (1) 雑損失 | 4,971 | 7,259 |
| (4) 共済事業費用 | 18,375 | 13,914 | 経常利益 | 239,900 | 292,240 |
| 共済推進費 | 5,591 | 3,183 | 5. 特別利益 | 41,979 | 2,284 |
| その他の費用 | 12,783 | 10,730 | (1) 固定資産処分益 | 27,279 | 2,284 |
| 共済事業総利益 | 489,908 | 452,631 | (2) 一般補助金 | 14,700 | - |
| (5) 購買事業収益 | 2,713,942 | 2,812,290 | 6. 特別損失 | 20,724 | 2,152 |
| 購買品供給高 | 2,537,090 | 2,581,069 | (1) 固定資産処分損 | 3,750 | 2,152 |
| 購買手数料 | 23,760 | 79,267 | (2) 固定資産圧縮損 | 16,360 | - |
| 修理サービス料 | 126,128 | 125,056 | (3) 減損損失 | 613 | - |
| その他の収益 | 26,963 | 26,896 | 税引前当期純利益 | 261,155 | 292,372 |
| (6) 購買事業費用 | 2,174,639 | 2,200,697 | 7. 法人税・住民税及び事業税 | 35,797 | 53,902 |
| 購買品供給原価 | 2,118,185 | 2,135,348 | 8. 法人税等調整額 | 13,850 | 524 |
| 購買品供給費 | 9,713 | 9,872 | 法人税等合計 | 49,647 | 54,426 |
| その他の費用 | 46,739 | 55,476 | 当期剰余金 | 211,507 | 237,946 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (1,177) | (1,211) | 当期首繰越剰余金 | 107,112 | 106,553 |
| 購買事業総利益 | 539,303 | 611,592 | 税効果調整積立金取崩額 | 13,850 | 524 |
| (7) 販売事業収益 | 198,576 | 273,538 | 当期末処分剰余金 | 332,469 | 345,024 |
| 販売品販売高 | - | 76,596 | | | |
| 販売手数料 | 128,891 | 132,344 | | | |
| その他の収益 | 69,685 | 64,598 | | | |
| (8) 販売事業費用 | 33,896 | 86,653 | | | |
| 販売品販売原価 | - | 47,642 | | | |
| 販売費 | 15,370 | 15,997 | | | |
| その他の費用 | 18,526 | 23,013 | | | |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (-) | (1,946) | | | |
| 販売事業総利益 | 164,680 | 186,885 | | | |

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | | 科 目 | 金 額 | |
|----------------------|-------------|-------------|-------------------------|-------------|-------------|
| | 4年度 | 5年度 | | 4年度 | 5年度 |
| 1. 事業活動によるキャッシュ・フロー | | | (その他の資産及び負債の増減) | | |
| 税引前当期利益 | 261,155 | 292,372 | その他の資産の純増(△)減 | 6,800 | 14,642 |
| 減価償却費 | 279,814 | 262,433 | その他の負債の純増(△)減 | 46,466 | ▲ 85,093 |
| 減損損失 | 613 | - | 未払消費税等の増(△)減額 | ▲ 1,803 | 15,484 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | ▲ 11,823 | ▲ 26,127 | 信用事業資金運用による収入 | 899,642 | 820,411 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | ▲ 2,147 | ▲ 609 | 信用事業資金調達による支出 | ▲ 60,265 | ▲ 33,671 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 3,215 | 1,634 | 事業の利用分量に対する配当金の支払額 | ▲ 12,718 | ▲ 47,515 |
| その他引当金等の増減額(△は減少) | ▲ 28,357 | 5,444 | 小 計 | 1,942,800 | 1,985,145 |
| 信用事業資金運用収益 | ▲ 849,514 | ▲ 818,247 | 雑利息及び出資配当金の受取額 | 116,541 | 116,538 |
| 信用事業資金調達費用 | 42,719 | 31,196 | 法人税等の支払額 | ▲ 63,989 | ▲ 38,343 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | ▲ 116,541 | ▲ 116,538 | 事業活動によるキャッシュ・フロー | 1,995,352 | 2,063,341 |
| 有価証券関係損益(△は益) | ▲ 50,403 | ▲ 63,727 | 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 固定資産売却損益(△は益) | ▲ 26,674 | ▲ 1,134 | 有価証券の取得による支出 | ▲ 3,080,214 | ▲ 1,899,672 |
| その他固定資産関係損益(△は益) | 3,964 | 1,002 | 有価証券の売却による収入 | | 1,588,276 |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) | | | 有価証券の償還による収入 | 349,259 | 62,235 |
| 貸出金の純増(△)減 | ▲ 237,383 | 118,175 | 補助金等の受入による収入 | 16,360 | - |
| 預金の純増(△)減 | 7,000,000 | 2,999,981 | 固定資産の取得による支出 | ▲ 93,881 | ▲ 211,342 |
| 貯金の純増(△)減 | ▲ 5,230,876 | ▲ 1,242,637 | 固定資産の売却による収入 | ▲ 52,648 | 83,146 |
| その他の信用事業資産の純増(△)減 | ▲ 27,471 | ▲ 35,946 | 外部出資による支出 | ▲ 20 | ▲ 130 |
| その他の信用事業負債の純増(△)減 | 168,070 | ▲ 66,072 | 投資活動によるキャッシュ・フロー | ▲ 2,861,145 | ▲ 377,486 |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) | | | 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 共済資金の純増(△)減 | ▲ 24,426 | 6,483 | 出資の増額による収入 | 36,023 | 25,708 |
| 未経過共済付加収入の純増(△)減 | 434 | ▲ 2,909 | 出資の払戻しによる支出 | ▲ 45,533 | ▲ 44,766 |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) | | | 持分の譲渡による収入 | 8,414 | 19,878 |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減 | ▲ 30,748 | ▲ 33,129 | 持分の取得による支出 | ▲ 22,020 | ▲ 22,256 |
| 経済受託債権の純増(△)減 | 7,366 | 62,183 | 出資配当金の支払額 | ▲ 8,485 | ▲ 8,397 |
| 棚卸資産の純増(△)減 | ▲ 97,894 | ▲ 26,012 | 財務活動によるキャッシュ・フロー | ▲ 31,601 | ▲ 29,835 |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増(△)減 | 22,485 | 14,967 | 4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | ▲ 897,394 | 1,656,019 |
| 経済受託債務の純増(△)減 | 9,102 | ▲ 61,893 | 5. 現金及び現金同等物の期首残高 | 5,035,403 | 4,138,008 |
| | | | 6. 現金及び現金同等物の期末残高 | 4,138,008 | 5,794,028 |

4. 注記表

(令和4年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- (1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

- 購買品（肥料・農薬）・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 購買品（農機具製品、自動車）・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 購買品（上記以外の購買品）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額

及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗

度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA 共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

- ③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

② LP ガスに関する収益認識

購買事業における LP ガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

③ 購買事業等における支払奨励金の会計処理

購買事業等において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の事業収益が 358,572 千円、事業費用が 358,572 千円減少していますが、事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 613 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 52,641 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,160,196千円であり、その内訳は、次のとおりです。

| | |
|-------|--------------|
| 建物 | 1,081,099 千円 |
| 構築物 | 390,742 千円 |
| 機械装置 | 1,668,384 千円 |
| 車両運搬具 | 9,385 千円 |
| 器具備品 | 10,585 千円 |

(2) 担保に供している資産

預金 4,000,000 千円は為替取引の担保に供しています。

- (3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 34,066 千円、危険債権額は 190,780 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 224,847 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本にグルーピングし、遊休資産及び賃貸固定資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 |
|------|-----|-----|
| 片口支店 | 支店 | 土地 |

②減損損失の認識に至った経緯

片口支店については支店統廃合の対象となったことから、すでに帳簿価額を回収可能価額まで減額しておりますが、土地の時価が下落しており、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

片口支店 613 千円（土地 613 千円）

④回収可能価額の算定方法

時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行い算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が13,340千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|--------------|-------------|---------|
| 預金 | 97,598,057 | 97,576,128 | △21,928 |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,297,977 | 1,355,930 | 57,952 |
| その他有価証券 | 7,939,300 | 7,939,300 | — |
| 貸出金 | 29,160,600 | | |
| 貸倒引当金 | △50,784 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 29,109,816 | 29,341,612 | 231,795 |
| 資産計 | 135,945,151 | 136,212,971 | 267,819 |
| 貯金 | 139,390,358 | 139,295,493 | △94,864 |
| 負債計 | 139,390,358 | 139,295,493 | △94,864 |

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|------|-----------|
| 外部出資 | 7,945,932 |

※ 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 97,598,057 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | — | — | — | — | — | 1,300,000 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | — | — | — | — | — | 8,700,000 |
| 貸出金 | 2,570,852 | 1,878,087 | 2,451,175 | 1,604,784 | 1,486,666 | 19,149,077 |
| 合計 | 100,168,909 | 1,878,087 | 2,451,175 | 1,604,784 | 1,486,666 | 29,149,077 |

※貸出金のうち、当座貸越 300,328 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 19,957 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 貯金 | 104,251,747 | 16,653,496 | 14,402,324 | 2,031,744 | 1,997,241 | 53,803 |
| 合計 | 104,251,747 | 16,653,496 | 14,402,324 | 2,031,744 | 1,997,241 | 53,803 |

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| | | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------------|-----|--------------|-----------|--------|
| 時価が貸借対照表計上額 を超えるもの | 国債 | 598,635 | 643,100 | 44,464 |
| | 地方債 | 499,974 | 516,010 | 16,035 |
| | 小計 | 1,098,609 | 1,159,110 | 60,500 |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | 国債 | 199,368 | 196,820 | △2,548 |
| | 小計 | 199,368 | 196,820 | △2,548 |
| 合計 | | 1,297,977 | 1,355,930 | 57,952 |

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種 類 | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差 額 |
|--------------------------------|----|--------------|----------------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの | 国債 | 7,939,300 | 8,672,479 | △733,179 |
| 合計 | | 7,939,300 | 8,672,479 | △733,179 |

上記の差額に繰延税金資産 202,357 千円を加えた額△530,822 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-------------------|
| 期首における退職給付引当金 | 400,502 千円 |
| 退職給付費用 | 79,796 千円 |
| 退職給付の支払額 | △23,355 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △53,225 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | <u>403,718 千円</u> |

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-----------|-------------------|
| 退職給付債務 | 1,194,550 千円 |
| 特定退職金共済制度 | △790,831 千円 |
| 未積立退職給付債務 | <u>403,718 千円</u> |
| 退職給付引当金 | <u>403,718 千円</u> |

④退職給付に関連する損益

| | |
|----------------|-----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 79,796 千円 |
|----------------|-----------|

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 15,192 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 157,579 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

| | |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 14,253 千円 |
| 退職給付引当金 | 111,426 千円 |
| J Aバンク支援積立金 | 17,368 千円 |
| 減損損失 | 14,490 千円 |
| その他 | 12,788 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 202,358 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 372,683 千円 |
| 評価性引当額 | △36,947 千円 |
| 繰延税金資産の合計 | 335,735 千円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 27.6% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.9% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △6.2% |
| 住民税均等割等 | 1.0% |
| 事業分量配当 | △5.0% |
| 評価性引当額の増減 | △0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 19.0% |

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、通知預金及び決済用別段預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-------------|----------------|
| 現金及び預金勘定 | 98,138,275 千円 |
| 別段預金及び定期性預金 | △94,000,267 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 4,138,008 千円 |

(令和5年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- (1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

- 購買品（肥料・農薬）・・・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（農機具製品、自動車）・・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（上記以外の購買品）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品・・・・・・・・・・・・・・・・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額

及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗

度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は、生産者が生産した農作物について、直接買い取って販売を行っているほか、無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA 共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 132,854 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 26,514 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,131,194千円であり、その内訳は、次のとおりです。

| | |
|-------|--------------|
| 建物 | 1,081,099 千円 |
| 構築物 | 390,742 千円 |
| 機械装置 | 1,639,382 千円 |
| 車両運搬具 | 9,385 千円 |
| 器具備品 | 10,585 千円 |

(2) 担保に供している資産

預金 4,000,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は7,169千円、危険債権額は182,201千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三

月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は189,370千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,843千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|--------------|-------------|----------|
| 預金 | 96,238,037 | 96,192,331 | △45,705 |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,398,131 | 2,448,150 | 50,018 |
| その他有価証券 | 7,065,290 | 7,065,290 | — |
| 貸出金 | 29,042,425 | | |
| 貸倒引当金 | △21,863 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 29,020,561 | 29,204,538 | 183,976 |
| 資産計 | 134,722,020 | 134,910,309 | 188,288 |
| 貯金 | 138,147,720 | 137,942,600 | △205,119 |
| 負債計 | 138,147,720 | 137,942,600 | △205,119 |

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳

簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|------|-----------|
| 外部出資 | 7,946,062 |

※ 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 96,238,037 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | — | — | — | — | — | 2,400,000 |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | — | — | — | — | — | 7,900,000 |
| 貸出金 | 2,357,788 | 2,376,270 | 1,791,296 | 1,658,507 | 1,601,717 | 19,255,791 |
| 合計 | 98,595,825 | 2,376,270 | 1,791,296 | 1,658,507 | 1,601,717 | 29,555,791 |

※貸出金のうち、当座貸越 335,681 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 1,053 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 貯金 | 109,175,120 | 13,704,964 | 9,807,329 | 1,904,412 | 3,495,605 | 60,288 |
| 合計 | 109,175,120 | 13,704,964 | 9,807,329 | 1,904,412 | 3,495,605 | 60,288 |

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| | | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------------|-----|--------------|-----------|--------|
| 時価が貸借対照表計上額 を超えるもの | 国債 | 798,753 | 838,950 | 40,196 |
| | 地方債 | 1,199,978 | 1,218,090 | 18,111 |
| | 小計 | 1,998,731 | 2,057,040 | 58,308 |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | 国債 | 199,400 | 191,180 | △8,220 |
| | 地方債 | 200,000 | 199,930 | △70 |
| | 小計 | 399,400 | 391,110 | △8,290 |
| 合計 | | 2,398,131 | 2,448,150 | 50,018 |

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種 類 | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差 額 |
|--------------------------------|----|--------------|----------------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの | 国債 | 7,065,290 | 7,885,213 | △819,923 |
| 合計 | | 7,065,290 | 7,885,213 | △819,923 |

上記の差額△819,923千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

| 種 類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|-----------|--------|---------|
| 国債 | 1,595,260 | 37,790 | △30,324 |
| 合計 | 1,595,260 | 37,790 | △30,324 |

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-------------------|
| 期首における退職給付引当金 | 403,718 千円 |
| 退職給付費用 | 80,744 千円 |
| 退職給付の支払額 | △25,256 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △53,853 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | <u>405,352 千円</u> |

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-----------|-------------------|
| 退職給付債務 | 1,214,156 千円 |
| 特定退職金共済制度 | △808,803 千円 |
| 未積立退職給付債務 | <u>405,352 千円</u> |
| 退職給付引当金 | <u>405,352 千円</u> |

④退職給付に関連する損益

| | |
|----------------|-----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 80,744 千円 |
|----------------|-----------|

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 14,832 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 135,264 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

| | |
|--------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 14,085 千円 |
| 退職給付引当金 | 111,877 千円 |
| J Aバンク支援積立金 | 17,558 千円 |
| 減損損失 | 14,197 千円 |
| その他 | 14,349 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 226,299 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 398,365 千円 |
| 評価性引当額 | △265,511 千円 |
| 繰延税金資産の合計 | 132,854 千円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 27.6% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △5.5% |
| 住民税均等割等 | 0.9% |
| 事業分量配当 | △6.4% |
| 評価性引当額の増減 | 0.8% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 18.6% |

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、通知預金及び決済用別段預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-------------|----------------|
| 現金及び預金勘定 | 96,794,314 千円 |
| 別段預金及び定期性預金 | △91,000,286 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 5,794,028 千円 |

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|---------|---------|
| 1. 当期末処分剰余金 | 332,469 | 345,024 |
| 2. 剰余金処分別 | 225,916 | 244,719 |
| (1) 利益準備金 | 50,000 | 60,000 |
| (2) 任意積立金 | 120,000 | 100,659 |
| うちリスク管理積立金 | 120,000 | 100,000 |
| うち情報システム機能強化等積立金 | - | 659 |
| (3) 出資配当金 | 8,400 | 16,589 |
| (4) 事業分量配当 | 47,515 | 67,470 |
| 3. 次期繰越剰余金 | 106,553 | 100,304 |

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和4年度 0.5% 令和5年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和4年度 主食用米出荷数量に対し、1俵(60Kg)あたり500円(消費税は含まない)の割合。

令和5年度 主食用米出荷数量に対し、1俵(60Kg)あたり700円(消費税は含まない)の割合。

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

| 積立金の種類 | 積立目的 | 積立目標額 | 積立・取崩基準 |
|----------------|---|-------------|---|
| リスク管理積立金 | 右記のリスク事由にかかる損失発生への填補に備え、JA経営の健全性を保つ。 | 4,477,926千円 | 1. 預り金の損失が発生したとき 2. 有価証券運用のリスク負担が生じたとき 3. 貸出金等(経済未収金を含む)及び外部出資等の不良債権の償却・引当が発生したとき 4. 固定資産の償却処分及び減損が生じたとき 5. 退職給付債権にかかる外部積立の減損が生じたとき 6. 米等の農畜産物(加工品を含む)販売業務にかかる偶発的な損失が生じたとき 7. その他(事務リスク等)農協経営に与える重大な損失が発生したとき |
| 情報システム機能強化等積立金 | 今後の県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築に係るコスト負担に備える。 | 300,000千円 | 1. 次期JASTEMシステム更改等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生したとき |
| 税効果調整積立金 | 税効果会計による繰延税金資産について、回収時まで剰余金処分を留保するための積立金。 | 132,854千円 | 1. 繰延税金資産の減少が生じたとき |

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 20,000千円

令和5年度 20,000千円

6. 部門別損益計算書

(4年度)

(単位:千円)

| 区 分 | | 合計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|-----------------------|---|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 事業収益 | ① | 4,871,681 | 894,618 | 508,284 | 2,087,118 | 1,351,629 | 30,030 | |
| 事業費用 | ② | 2,658,900 | 147,532 | 18,375 | 1,396,666 | 1,042,950 | 53,375 | |
| 事業総利益 (①-②) | ③ | 2,212,780 | 747,086 | 489,908 | 690,451 | 308,679 | ▲ 23,345 | |
| 事業管理費 (うち減価償却費) | ④ | 2,108,973 | 572,211 | 478,691 | 661,723 | 302,626 | 93,721 | |
| (うち人件費) | ⑤ | (279,814) | (47,992) | (35,646) | (176,244) | (15,732) | (4,198) | |
| うち共通管理費 (うち減価償却費) | ⑥ | (1,334,376) | (351,605) | (317,230) | (346,748) | (242,780) | (76,011) | |
| (うち人件費) | ⑦ | | 215,644 | 168,066 | 31,198 | 22,277 | 11,248 | ▲ 448,435 |
| | ⑧ | | (45,761) | (35,496) | (6,600) | (4,288) | (1,987) | (▲ 94,135) |
| | ⑨ | | (19,401) | (15,256) | (2,741) | (2,079) | (1,137) | (▲ 40,616) |
| 事業利益 (③-④) | ⑩ | 103,807 | 174,875 | 11,217 | 28,728 | 6,052 | ▲ 117,067 | |
| 事業外収益 | ⑪ | 141,065 | 102,976 | 24,589 | 10,066 | 3,000 | 432 | |
| うち共通分 | ⑫ | | 8,357 | 6,311 | 1,345 | 812 | 432 | ▲ 17,259 |
| 事業外費用 | ⑬ | 4,971 | 2,222 | 1,725 | 602 | 257 | 163 | |
| うち共通分 | ⑭ | | 2,202 | 1,725 | 321 | 257 | 133 | ▲ 4,640 |
| 経常利益 (⑩+⑪-⑬) | ⑮ | 239,900 | 275,628 | 34,081 | 38,192 | 8,795 | ▲ 116,797 | |
| 特別利益 | ⑯ | 41,979 | 13,177 | 10,398 | 16,382 | 1,313 | 706 | |
| うち共通分 | ⑰ | | 13,177 | 10,398 | 1,682 | 1,313 | 706 | ▲ 27,279 |
| 特別損失 | ⑱ | 20,724 | 2,123 | 2,190 | 16,413 | ▲ 35 | 33 | |
| うち共通分 | ⑲ | | 2,123 | 2,190 | 53 | ▲ 35 | 33 | ▲ 4,364 |
| 税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) | ⑳ | 261,155 | 286,683 | 42,289 | 38,162 | 10,145 | ▲ 116,125 | |
| 営農指導事業分配賦額 | ㉑ | | 24,668 | 20,743 | 46,653 | 24,060 | ▲ 116,125 | |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 | ㉒ | 261,155 | 262,014 | 21,546 | ▲ 8,490 | ▲ 13,915 | | |

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計 |
|--------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|
| 共通管理費等 | 48.1% | 37.5% | 7.0% | 5.0% | 2.5% | 100.0% |
| 営農指導事業 | 21.2% | 17.9% | 40.2% | 20.7% | | 100.0% |

3. 部門別の資産

(単位:千円)

| 区 分 | 合計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通資産 |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|--------------------|-----------|
| 事業別の資産 | 150,794,849 | 143,876,407 | 911,167 | 3,552,621 | 309,324 | 26,214 | 2,119,115 |
| 総資産(共通管理費配分後)※ (うち固定資産) | 150,794,849 (3,791,004) | 144,895,277 (771,302) | 1,705,411 (600,358) | 3,700,112 (2,156,039) | 414,644 (216,236) | 79,403 (47,068) | |

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(5年度)

(単位:千円)

| 区 分 | 合計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|-----------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 事業収益 | ① 4,975,557 | 899,915 | 466,545 | 2,277,064 | 1,308,811 | 23,220 | |
| 事業費用 | ② 2,725,933 | 142,192 | 13,914 | 1,498,753 | 1,014,158 | 56,914 | |
| 事業総利益 (①-②) | ③ 2,249,624 | 757,723 | 452,631 | 778,310 | 294,652 | ▲ 33,694 | |
| 事業管理費 (うち減価償却費) | ④ 2,086,165 | 556,165 | 439,857 | 699,059 | 294,675 | 96,407 | |
| (うち人件費) | ⑤ (262,433) | (39,078) | (26,188) | (176,621) | (16,153) | (4,391) | |
| うち共通管理費 (うち減価償却費) | ⑥ (1,315,129) | (337,443) | (294,785) | (371,300) | (232,946) | (78,654) | |
| うち共通管理費 (うち減価償却費) | ⑦ | 211,687 | 149,949 | 30,237 | 20,829 | 11,320 | ▲ 424,024 |
| (うち人件費) | ⑧ | (36,531) | (26,079) | (5,315) | (3,351) | (1,911) | (▲ 73,188) |
| 事業利益 (③-④) | ⑨ | (18,089) | (12,955) | (2,503) | (1,754) | (963) | (▲ 36,265) |
| 事業外収益 | ⑩ 163,458 | 201,557 | 12,774 | 79,251 | ▲ 23 | ▲ 130,101 | |
| うち共通分 | ⑪ 136,041 | 100,842 | 23,794 | 7,133 | 3,915 | 355 | |
| うち共通分 | ⑫ | 7,954 | 5,618 | 1,314 | 737 | 355 | ▲ 15,980 |
| 事業外費用 | ⑬ 7,259 | 3,171 | 2,229 | 664 | 988 | 205 | |
| うち共通分 | ⑭ | 3,168 | 2,229 | 410 | 284 | 165 | ▲ 6,258 |
| 経常利益 (⑩+⑪-⑬) | ⑮ 292,240 | 299,228 | 34,339 | 85,720 | 2,903 | ▲ 129,951 | |
| 特別利益 | ⑯ 2,284 | 1,170 | 817 | 146 | 95 | 54 | |
| うち共通分 | ⑰ | 1,170 | 817 | 146 | 95 | 54 | ▲ 2,284 |
| 特別損失 | ⑱ 2,152 | 1,010 | 740 | 185 | 143 | 71 | |
| うち共通分 | ⑲ | 1,010 | 740 | 185 | 143 | 71 | ▲ 2,152 |
| 税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) | ⑳ 292,372 | 299,388 | 34,416 | 85,681 | 2,855 | ▲ 129,968 | |
| 営農指導事業分配賦額 | ㉑ | 26,716 | 20,994 | 56,336 | 25,921 | ▲ 129,968 | |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 | ㉒ 292,372 | 272,672 | 13,422 | 29,345 | ▲ 23,066 | | |

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計 |
|--------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|
| 共通管理費等 | 49.9% | 35.4% | 7.1% | 4.9% | 2.7% | 100.0% |
| 営農指導事業 | 20.6% | 16.2% | 43.4% | 19.9% | | 100.0% |

3. 部門別の資産

(単位:千円)

| 区 分 | 合計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通資産 |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|--------------------|-----------|
| 事業別の資産 | 149,264,226 | 142,738,175 | 910,902 | 3,462,311 | 313,777 | 13,921 | 1,825,140 |
| 総資産(共通管理費配分後)※ (うち固定資産) | 149,264,226 (3,656,900) | 143,649,468 (798,664) | 1,556,272 (540,405) | 3,592,443 (2,066,769) | 403,391 (209,829) | 62,652 (41,233) | |

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月15日

いみず野農業協同組合
代表理事組合長 塚本 清

8. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

| 項 目 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経 常 収 益 | 5,740 | 5,530 | 5,487 | 4,871 | 4,975 |
| 信用事業収益 | 1,044 | 995 | 977 | 894 | 899 |
| 共済事業収益 | 549 | 551 | 542 | 508 | 466 |
| 農業関連事業収益 | 2,171 | 2,188 | 2,207 | 2,087 | 2,277 |
| 生活その他事業収益 | 1,947 | 1,757 | 1,733 | 1,351 | 1,308 |
| 経 常 利 益 | 346 | 301 | 327 | 239 | 292 |
| 当 期 剰 余 金 | 311 | 170 | 231 | 211 | 237 |
| 出 資 金 | 1,736 | 1,733 | 1,728 | 1,714 | 1,697 |
| (出 資 口 数) | (1,736,097) | (1,733,999) | (1,728,010) | (1,714,942) | (1,697,920) |
| 純 資 産 額 | 9,411 | 9,374 | 9,538 | 9,324 | 9,199 |
| 総 資 産 額 | 149,997 | 153,212 | 156,094 | 150,794 | 149,264 |
| 貯 金 等 残 高 | 138,785 | 142,011 | 144,621 | 139,390 | 138,147 |
| 貸 出 金 残 高 | 28,343 | 29,175 | 28,923 | 29,160 | 29,042 |
| 有 価 証 券 残 高 | 4,066 | 6,432 | 6,985 | 9,237 | 9,463 |
| 剰 余 金 配 当 金 額 | 31 | 23 | 21 | 55 | 84 |
| 出 資 配 当 額 | 17 | 8 | 8 | 8 | 16 |
| 事 業 利 用 分 量 配 当 額 | 14 | 14 | 12 | 47 | 67 |
| 職 員 数 | 241 | 232 | 228 | 222 | 218 |
| 単 体 自 己 資 本 比 率 | 15.46% | 15.66% | 16.00% | 16.63% | 16.98% |

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位: 百万円、%)

| 項 目 | 4年度 | 5年度 | 増 減 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 資 金 運 用 収 支 | 807 | 788 | ▲ 19 |
| 役 務 取 引 等 収 支 | 28 | 27 | ▲ 1 |
| そ の 他 信 用 事 業 収 支 | ▲ 88 | ▲ 57 | 31 |
| 信 用 事 業 粗 利 益 (信用事業粗利益率) | 836 (0.60) | 822 (0.60) | ▲ 14 (0.00) |
| 事 業 粗 利 益 (事業粗利益率) | 2,349 (1.45) | 2,397 (1.50) | 48 (0.05) |
| 事 業 純 益 | 247 | 311 | |
| 実 質 事 業 純 益 | 240 | 311 | |
| コ ア 事 業 純 益 | 240 | 304 | |
| コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益除く。) | 240 | 304 | |

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他信用事業収支=(その他事業直接収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)

4. 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く)-信用事業費用(その他経常費用を除く)+金銭の信託運用見合費

5. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取配资当金+金銭の信託運用見合費用

7. 事業粗利益率=事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

8. 事業純益=事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額

9. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

10. コア事業純益:実質事業純益-国債等債券関係損益

11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、%)

| 項 目 | 4年度 | | | 5年度 | | |
|----------------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|
| | 平均残高 | 利 息 | 利回り | 平均残高 | 利 息 | 利回り |
| 資 金 運 用 勘 定 | 138,140 | 850 | 0.62% | 135,828 | 819 | 0.60% |
| うち 預 金 | 100,605 | 451 | 0.45% | 97,094 | 450 | 0.46% |
| うち 有 価 証 券 | 8,549 | 50 | 0.58% | 9,763 | 63 | 0.65% |
| うち 貸 出 金 | 28,985 | 298 | 1.03% | 28,970 | 297 | 1.03% |
| 資 金 調 達 勘 定 | 141,492 | 42 | 0.03% | 138,997 | 31 | 0.02% |
| うち 貯 金・定 期 積 金 | 141,276 | 40 | 0.03% | 138,793 | 29 | 0.02% |
| うち 借 入 金 | - | - | - | - | - | - |
| 総 資 金 利 ざ や | - | | 0.18% | - | | 0.18% |

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

| 項 目 | 4年度増減額 | 5年度増減額 |
|------------|--------|--------|
| 受 取 利 息 | ▲ 79 | ▲ 31 |
| うち 預 金 | ▲ 87 | ▲ 43 |
| うち 有 価 証 券 | 15 | 13 |
| うち 貸 出 金 | ▲ 8 | ▲ 1 |
| 支 払 利 息 | ▲ 17 | ▲ 11 |
| うち貯金・定期積金 | ▲ 17 | ▲ 11 |
| うち譲渡性貯金 | - | - |
| うち借入金 | - | - |
| 差 引 | ▲ 62 | ▲ 19 |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 4年度 | | 5年度 | | 増 減 |
|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 流 動 性 貯 金 | 50,482 | 35.7% | 53,298 | 38.4% | 2,816 |
| 定 期 性 貯 金 | 90,740 | 64.2% | 85,443 | 61.6% | ▲ 5,297 |
| そ の 他 の 貯 金 | 52 | 0.0% | 51 | 0.0% | ▲ 1 |
| 計 | 141,276 | 100.0% | 138,793 | 100.0% | ▲ 2,483 |
| 譲 渡 性 貯 金 | - | *** | - | *** | - |
| 合 計 | 141,276 | 100.0% | 138,793 | 100.0% | ▲ 2,483 |

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 4年度 | | 5年度 | | 増 減 |
|----------------|--------|---------|--------|---------|---------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 定 期 貯 金 | 85,507 | 100.00% | 80,763 | 100.00% | ▲ 4,744 |
| うち 固 定 金 利 定 期 | 85,438 | 99.92% | 80,697 | 99.92% | ▲ 4,741 |
| うち 変 動 金 利 定 期 | 68 | 0.08% | 65 | 0.08% | ▲ 3 |

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 4年度 | 5年度 | 増 減 |
|---------|--------|--------|------|
| 手 形 貸 付 | - | - | - |
| 証 書 貸 付 | 28,690 | 28,655 | ▲ 35 |
| 当 座 貸 越 | 294 | 314 | 20 |
| 割 引 手 形 | - | - | - |
| 合 計 | 28,985 | 28,970 | ▲ 15 |

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 4年度 | | 5年度 | | 増 減 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 固 定 金 利 貸 出 | 26,596 | 91.2% | 26,780 | 92.2% | 184 |
| 変 動 金 利 貸 出 | 2,563 | 8.8% | 2,261 | 7.8% | ▲ 302 |
| 合 計 | 29,160 | 100.0% | 29,042 | 100.0% | ▲ 118 |

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 4年度 | 5年度 | 増 減 |
|------------|--------|--------|-------|
| 貯金・定期積金等 | 757 | 581 | ▲ 176 |
| 有価証券 | 0 | 0 | 0 |
| 動産 | 0 | 0 | 0 |
| 不動産 | 209 | 180 | ▲ 29 |
| その他担保物 | 92 | 94 | 2 |
| 小 計 | 1,059 | 855 | ▲ 204 |
| 農業信用基金協会保証 | 14,154 | 14,380 | 226 |
| その他保証 | 5,794 | 6,049 | 255 |
| 小 計 | 19,948 | 20,429 | 481 |
| 信 用 | 8,152 | 7,757 | ▲ 395 |
| 合 計 | 29,160 | 29,042 | ▲ 118 |

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 4年度 | | 5年度 | | 増 減 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 設備資金 | 21,307 | 73.1% | 21,296 | 73.3% | ▲ 11 |
| 運転資金 | 7,853 | 26.9% | 7,746 | 26.7% | ▲ 107 |
| 合 計 | 29,160 | 100.0% | 29,042 | 100.0% | ▲ 118 |

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 4年度 | | 5年度 | | 増 減 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 農 業 | 594 | 2.0% | 606 | 2.1% | 12 |
| 林 業 | 21 | 0.1% | 20 | 0.1% | ▲ 1 |
| 水 産 業 | 30 | 0.1% | 28 | 0.1% | ▲ 2 |
| 製 造 業 | 2,830 | 9.7% | 2,914 | 10.0% | 84 |
| 鉱 業 | 461 | 1.6% | 417 | 1.4% | ▲ 44 |
| 建設・不動産業 | 2,453 | 8.4% | 2,801 | 9.6% | 348 |
| 電気・ガス・熱供給水道業 | 317 | 1.1% | 338 | 1.2% | 21 |
| 運輸・通信業 | 1,463 | 5.0% | 1,458 | 5.0% | ▲ 5 |
| 金融・保険業 | 1,584 | 5.4% | 1,573 | 5.4% | ▲ 11 |
| 卸売・小売・サービス業・飲食業 | 4,406 | 15.1% | 4,296 | 14.8% | ▲ 110 |
| 地方公共団体 | 3,142 | 10.8% | 3,296 | 11.3% | 154 |
| 非営利法人 | - | *** | - | *** | - |
| そ の 他 | 11,859 | 40.7% | 11,295 | 38.9% | ▲ 564 |
| 合 計 | 29,160 | 100.0% | 29,042 | 100.0% | ▲ 118 |

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

| 種 類 | 4年度 | 5年度 | 増 減 |
|-----------------|-----|-----|------|
| 農 業 | 621 | 588 | ▲ 33 |
| 耕 作 | 243 | 221 | ▲ 22 |
| 野 菜 ・ 園 芸 | - | - | - |
| 果 樹 ・ 樹 園 農 業 | 3 | 2 | ▲ 1 |
| 工 芸 作 物 | - | - | - |
| 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農 | 38 | 36 | ▲ 2 |
| 養 鶏 ・ 養 卵 | - | - | - |
| 養 蚕 | - | - | - |
| そ の 他 農 業 | 336 | 327 | ▲ 9 |
| 農 業 関 連 団 体 等 | - | - | - |
| 合 計 | 621 | 588 | ▲ 33 |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

| 種 類 | 4年度 | 5年度 | 増 減 |
|---------------|-----|-----|------|
| プ ロ パ ー 資 金 | 554 | 516 | ▲ 38 |
| 農 業 制 度 資 金 | 66 | 71 | 5 |
| 農 業 近 代 化 資 金 | 58 | 65 | 7 |
| そ の 他 制 度 資 金 | 8 | 6 | ▲ 2 |
| 合 計 | 621 | 588 | ▲ 33 |

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

| 債権区分 | | 債権額 | 保全額 | | | |
|-------------------|-----|--------|-----|----|----|-----|
| | | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 4年度 | 34 | 6 | 0 | 26 | 34 |
| | 5年度 | 7 | 1 | 1 | 4 | 7 |
| 危険債権 | 4年度 | 190 | 99 | 72 | 17 | 189 |
| | 5年度 | 182 | 100 | 69 | 10 | 180 |
| 要管理債権 | 4年度 | - | - | - | - | - |
| | 5年度 | - | - | - | - | - |
| 三月以上延滞債権 | 4年度 | - | - | - | - | - |
| | 5年度 | - | - | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権 | 4年度 | - | - | - | - | - |
| | 5年度 | - | - | - | - | - |
| 小計 | 4年度 | 224 | | | | |
| | 5年度 | 189 | | | | |
| 正常債権 | 4年度 | 28,977 | | | | |
| | 5年度 | 28,893 | | | | |
| 合計 | 4年度 | 29,202 | | | | |
| | 5年度 | 29,083 | | | | |

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| 区 分 | 4年度 | | | | 5年度 | | | | | |
|---------|----------|------------|-------|-----|----------|----------|------------|-------|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 13 | 6 | - | 13 | 6 | 6 | 6 | - | 6 | 6 |
| 個別貸倒引当金 | 50 | 45 | - | 50 | 45 | 45 | 19 | 4 | 41 | 19 |
| 合 計 | 64 | 52 | - | 64 | 52 | 52 | 26 | 4 | 48 | 26 |

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

| 項 目 | 4年度 | 5年度 |
|--------|-----|-----|
| 貸出金償却額 | - | 0 |

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3)内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

| 種 類 | | 4年度 | | 5年度 | |
|---------|----|--------|---------|--------|---------|
| | | 仕 向 | 被 仕 向 | 仕 向 | 被 仕 向 |
| 送金・振込為替 | 件数 | 19,649 | 133,794 | 21,808 | 138,747 |
| | 金額 | 20,030 | 30,970 | 18,075 | 34,375 |
| 代金取立為替 | 件数 | - | - | - | - |
| | 金額 | - | - | - | - |
| 雑 為 替 | 件数 | 946 | 1,080 | 922 | 799 |
| | 金額 | 162 | 904 | 106 | 91 |
| 合 計 | 件数 | 20,595 | 134,874 | 22,730 | 139,546 |
| | 金額 | 20,192 | 31,875 | 18,181 | 34,467 |

(4)有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 4年度 | 5年度 | 増 減 |
|-------|-------|-------|-------|
| 国 債 | 8,048 | 8,772 | 724 |
| 地 方 債 | 499 | 990 | 491 |
| 合 計 | 8,548 | 9,763 | 1,215 |

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

| 種 類 | | 1年以下 | 1年超 | 3年超 | 5年超 | 7年超 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|-----|-----|------|------|------|------|-------|-------|----------------|-------|
| | | | 3年以下 | 5年以下 | 7年以下 | 10年以下 | | | |
| 4年度 | | | | | | | | | |
| 国 | 債 | - | - | - | - | - | 8,737 | - | 8,737 |
| 地 | 方 債 | - | - | - | 499 | - | - | - | 499 |
| 5年度 | | | | | | | | | |
| 国 | 債 | - | - | - | - | - | 8,063 | - | 8,063 |
| 地 | 方 債 | - | - | - | 499 | 900 | - | - | 1,399 |

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

| | 種 類 | 4年度 | | | 5年度 | | |
|----------------------------|-------|--------------|-------|-----|--------------|-------|-----|
| | | 貸借対照 表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照 表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えるも の | 国 債 | 598 | 643 | 44 | 798 | 838 | 40 |
| | 地 方 債 | 499 | 516 | 16 | 1,199 | 1,218 | 18 |
| | 小計 | 1,098 | 1,159 | 60 | 1,998 | 2,057 | 58 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えない もの | 国 債 | 199 | 196 | ▲ 2 | 199 | 191 | ▲ 8 |
| | 地 方 債 | - | - | - | 200 | 199 | 0 |
| | 小計 | 199 | 196 | ▲ 2 | 399 | 391 | ▲ 8 |
| 合 計 | | 1,297 | 1,355 | 57 | 2,398 | 2,448 | 50 |

[その他有価証券]

(単位:百万円)

| | 種 類 | 4年度 | | | 5年度 | | |
|------------------------------------|-----|--------------|--------------------|-------|--------------|--------------------|-------|
| | | 貸借対照 表計上額 | 取得原価 又は償却 原価 | 差 額 | 貸借対照 表計上額 | 取得原価 又は償却 原価 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの | 国 債 | 7,939 | 8,672 | ▲ 733 | 7,065 | 7,885 | ▲ 819 |
| 合 計 | | 7,939 | 8,672 | ▲ 733 | 7,065 | 7,885 | ▲ 819 |

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

| 種 類 | | 4年度 | | 5年度 | |
|-----|---------|--------|---------|--------|---------|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 生命系 | 終身共済 | 1,330 | 80,017 | 1,502 | 76,287 |
| | 定期生命共済 | 387 | 1,554 | 469 | 1,922 |
| | 養老生命共済 | 309 | 15,667 | 176 | 12,834 |
| | うちこども共済 | 273 | 7,015 | 174 | 6,597 |
| | 医療共済 | 2 | 1,294 | 5 | 1,127 |
| | がん共済 | - | 152 | - | 140 |
| | 定期医療共済 | - | 654 | - | 629 |
| | 介護共済 | 195 | 2,210 | 267 | 2,405 |
| | 年金共済 | - | 5 | - | 5 |
| | 建物更生共済 | 10,842 | 153,515 | 8,045 | 150,127 |
| 合 計 | | 13,067 | 255,071 | 10,465 | 245,479 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

| 種 類 | | 4年度 | | 5年度 | |
|-------------|--|------|-----|------|-----|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医 療 共 済 | | 0 | 30 | 0 | 28 |
| | | 107 | 231 | 56 | 295 |
| が ん 共 済 | | 0 | 9 | 0 | 10 |
| 定 期 医 療 共 済 | | - | 1 | - | 1 |
| 合 計 | | 0 | 41 | 0 | 39 |
| | | 107 | 231 | 56 | 295 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

| 種 類 | | 4年度 | | 5年度 | |
|-----------------|--|------|-------|------|-------|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介 護 共 済 | | 346 | 3,486 | 383 | 3,716 |
| 認 知 症 共 済 | | 197 | 190 | 57 | 226 |
| 生活障害共済(一時金型) | | 282 | 1,076 | 231 | 1,265 |
| 生活障害共済(定期年金型) | | 35 | 181 | 17 | 184 |
| 特 定 重 度 疾 病 共 済 | | 156 | 596 | 106 | 656 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

| 種 類 | 4年度 | | 5年度 | |
|-----------|------|-------|------|-------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年 金 開 始 前 | 80 | 2,321 | 60 | 2,254 |
| 年 金 開 始 後 | - | 545 | - | 550 |
| 合 計 | 80 | 2,867 | 60 | 2,804 |

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

| 種 類 | 4年度 | | 5年度 | |
|-----------------|--------|-----|--------|-----|
| | 金額 | 掛金 | 金額 | 掛金 |
| 火 災 共 済 | 31,341 | 26 | 31,722 | 27 |
| 自 動 車 共 済 | | 425 | | 425 |
| 傷 害 共 済 | 31,581 | 3 | 46,731 | 2 |
| 団 体 定 期 生 命 共 済 | - | - | - | - |
| 定 額 定 期 生 命 共 済 | - | - | - | - |
| 賠 償 責 任 共 済 | | 0 | | 0 |
| 自 賠 責 共 済 | | 33 | | 30 |
| 合 計 | | 489 | | 486 |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

| 種 類 | | 4年度 | 5年度 |
|------|---------|-------|-------|
| 生産資材 | 肥料 | 375 | 448 |
| | 農薬 | 317 | 337 |
| | 農機具 | 406 | 480 |
| | 飼料 | 32 | 29 |
| | 生産雑資材 | 211 | 190 |
| | 計 | 1,343 | 1,486 |
| 生活物資 | 米 | 87 | 90 |
| | 食料品 | 93 | 85 |
| | 酒・塩・タバコ | 15 | 14 |
| | 衣料品・装飾品 | 7 | 5 |
| | 日用品 | 19 | 19 |
| | 燃料 | 117 | 107 |
| | 油類 | 399 | 388 |
| | 自動車 | 455 | 492 |
| | その他耐久資材 | 372 | 257 |
| 計 | 1,568 | 1,462 | |
| 合計 | 2,911 | 2,949 | |

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

| 種 類 | | 4年度 | 5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 農産物 | 米 | 1,657 | 2,012 |
| | 麦 | 54 | 74 |
| | 豆類・雑穀 | 168 | 160 |
| | 野菜 | 299 | 292 |
| | 果実 | 27 | 28 |
| | 花卉・花木 | 15 | 17 |
| 畜産物 | 116 | 92 | |
| 合計 | 2,339 | 2,678 | |

(3) 買取販売品取扱実績

| 種 類 | | 4年度 | 5年度 |
|-------|--|-----|-----|
| 豆類・雑穀 | | - | 70 |
| 野菜 | | - | 5 |
| 合計 | | - | 76 |

4. 指導事業

(単位:百万円)

| 項 目 | | 4年度 | 5年度 |
|-----|---------|-----|-----|
| 収入 | 指導事業補助金 | 29 | 22 |
| | 実費収入 | 4 | 5 |
| | 計 | 33 | 27 |
| 支出 | 営農改善費 | 49 | 52 |
| | 生活文化事業費 | 5 | 5 |
| | 教育情報費 | 5 | 5 |
| | 計 | 59 | 64 |

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

| 項目 | 4年度 | 5年度 | 増減 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.15% | 0.20% | 0.05% |
| 資本経常利益率 | 2.48% | 2.97% | 0.49% |
| 総資産当期純利益率 | 0.14% | 0.16% | 0.02% |
| 資本当期純利益率 | 2.18% | 2.42% | 0.24% |

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

| 区分 | | 4年度 | 5年度 | 増減 |
|-----|------|--------|--------|-------|
| 貯貸率 | 期末 | 20.92% | 21.02% | 0.10% |
| | 期中平均 | 20.52% | 20.87% | 0.35% |
| 貯証率 | 期末 | 6.63% | 6.85% | 0.22% |
| | 期中平均 | 6.05% | 7.03% | 0.98% |

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

| 項目 | 前期末 | 当期末 |
|--|-------|-------|
| コア資本にかかる基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額 | 9,799 | 9,935 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 1,755 | 1,738 |
| うち、再評価積立金の額 | - | - |
| うち、利益剰余金の額 | 8,130 | 8,313 |
| うち、外部流出予定額 (△) | △55 | △84 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △31 | △31 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 6 | 6 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 6 | 6 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | - |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ) | 9,805 | 9,941 |
| コア資本にかかる調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額 | 18 | 18 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 18 | 18 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |

| | | | |
|--------------------------------------|-----|--------|--------|
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額 | | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額 | | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額 | | - | - |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額 | | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額 | | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額 | | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額 | (ロ) | 18 | 18 |
| 自己資本 | | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ)) | (ハ) | 9,787 | 9,923 |
| リスク・アセット等 (3) | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | 54,504 | 54,121 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | - | - |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | | - | - |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | | - | - |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | | 4,348 | 4,293 |
| 信用リスク・アセット調整額 | | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | | - | - |
| リスク・アセット等の額の合計額 | (ニ) | 58,852 | 58,414 |
| 自己資本比率 | | | |
| 自己資本比率((ハ)/(ニ)) | | 16.63% | 16.98% |

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット (標準的手法) | 4年度 | | | 5年度 | | |
|--|---------------|----------------|-------------------|---------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 540 | - | - | 556 | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 9,493 | - | - | 8,902 | - | - |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 3,648 | - | - | 4,703 | - | - |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | - | - | - | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | - | - | - | - | - |
| 地方三公社向け | 729 | 145 | 5 | 300 | 60 | 2 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 97,599 | 19,519 | 780 | 96,238 | 19,247 | 769 |
| 法人等向け | 1,060 | 864 | 34 | 1,184 | 1,138 | 45 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 1,322 | 570 | 22 | 1,466 | 634 | 25 |
| 抵当権付住宅ローン | 6,090 | 2,084 | 83 | 5,864 | 2,021 | 80 |
| 不動産取得等事業向け | 719 | 632 | 25 | 597 | 515 | 20 |
| 三月以上延滞等 | 5 | 0 | 0 | 6 | 1 | 0 |
| 取立未済手形 | 14 | 2 | 0 | 13 | 2 | 0 |
| 信用保証協会等保証付 | 14,270 | 1,413 | 56 | 14,502 | 1,436 | 57 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - | - | - | - |
| 共済約款貸付 | - | - | - | - | - | - |
| 出資等 | 334 | 334 | 13 | 334 | 334 | 13 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 334 | 334 | 13 | 334 | 334 | 13 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | 15,551 | 28,936 | 1,157 | 15,419 | 28,728 | 1,149 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | - | - | - | - | - | - |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー) | 8,908 | 22,271 | 890 | 8,908 | 22,271 | 890 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 153 | 383 | 15 | 132 | 332 | 13 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) | - | - | - | - | - | - |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | - | - | - | - | - | - |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 6,489 | 6,282 | 251 | 6,378 | 6,124 | 244 |
| 証券化 | - | - | - | - | - | - |
| (うちSTC要件適用分) | - | - | - | - | - | - |
| (うち非STC適用分) | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | |
|---|-----------------------------|-------------|-----------------------------|-------------|--------|-------|
| 再証券化 | - | - | - | - | - | - |
| リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| (うちルックスルー方式) | - | - | - | - | - | - |
| (うちマンドート方式) | - | - | - | - | - | - |
| (うち蓋然性方式250%) | - | - | - | - | - | - |
| (うち蓋然性方式400%) | - | - | - | - | - | - |
| (うちフォールバック方式) | - | - | - | - | - | - |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額 | - | - | - | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかつ たものの額(△) | - | - | - | - | - | - |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 151,380 | 54,504 | 2,180 | 150,091 | 54,121 | 2,164 |
| CVAリスク相当額÷8% | - | - | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 151,380 | 54,504 | 2,180 | 150,091 | 54,121 | 2,164 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞ | オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 | 所要自己 資本額 | オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 | 所要自己 資本額 | | |
| | a | b=a×4% | a | b=a×4% | | |
| | 4,348 | 173 | 4,293 | 171 | | |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)計 | 所要自己 資本額 | リスク・アセット等(分母)計 | 所要自己 資本額 | | |
| | a | b=a×4% | a | b=a×4% | | |
| | 58,852 | 2,354 | 58,414 | 2,336 | | |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15\%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|-------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

| | | | 4年度 | | | | 5年度 | | | |
|---------------------|-----------------------------|---------|----------------------|----------|------------|------------------------|----------------------|--------|--------|------------------------|
| | | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | 三月以上 延滞エク スポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | 三月以上 延滞エク スポージャー |
| | | | うち 貸出金等 | うち 債券 | うち 貸出金等 | | うち 債券 | | | |
| 法人 | 農 業 | 471 | 466 | - | - | 445 | 440 | - | - | |
| | 林 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 水 産 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 製 造 業 | 2 | 2 | - | - | 2 | 2 | - | - | |
| | 鉱 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 建 設 ・ 不 動 産 業 | 1,281 | 1,281 | - | - | 926 | 926 | - | - | |
| | 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 | 0 | - | - | - | 0 | - | - | - | |
| | 運 輸 ・ 通 信 業 | 1 | - | - | - | 1 | - | - | - | |
| | 金 融 ・ 保 険 業 | 106,627 | 1,296 | - | - | 105,268 | 1,296 | - | - | |
| | 卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業 | 1,267 | 1,061 | - | - | 1,185 | 978 | - | - | |
| | 日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体 | 13,142 | 3,147 | 9,994 | - | 13,606 | 3,301 | 10,305 | - | |
| | 上 記 以 外 | 15 | 15 | - | - | 0 | - | - | - | |
| | 個 人 | 21,933 | 21,931 | - | 5 | 22,142 | 22,137 | - | 6 | |
| そ の 他 | 6,636 | - | - | - | 6,513 | - | - | - | | |
| 業 種 別 残 高 計 | | | 151,380 | 29,202 | 9,994 | 5 | 150,091 | 29,083 | 10,305 | 6 |
| 1 年 以 下 | | | 98,196 | 597 | - | - | 96,587 | 348 | - | - |
| 1 年 超 3 年 以 下 | | | 1,327 | 1,327 | - | - | 1,086 | 1,086 | - | - |
| 3 年 超 5 年 以 下 | | | 1,004 | 1,004 | - | - | 1,172 | 1,172 | - | - |
| 5 年 超 7 年 以 下 | | | 1,894 | 1,393 | 501 | - | 1,562 | 1,061 | 501 | - |
| 7 年 超 1 0 年 以 下 | | | 1,299 | 1,299 | - | - | 3,113 | 2,212 | 900 | - |
| 1 0 年 超 | | | 32,625 | 23,131 | 9,493 | - | 31,658 | 22,756 | 8,902 | - |
| 期 限 の 定 め の な い も の | | | 15,032 | 448 | - | - | 14,910 | 446 | - | - |
| 残 存 期 間 別 合 計 | | | 151,380 | 29,202 | 9,994 | - | 150,091 | 29,083 | 10,305 | - |

- (注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| 区 分 | 4年度 | | | | 5年度 | | | | | |
|---------------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 13 | 6 | - | 13 | 6 | 6 | 6 | - | 6 | 6 |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 50 | 45 | - | 50 | 45 | 45 | 19 | 4 | 41 | 19 |

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

| 区 分 | 4年度 | | | | | | 5年度 | | | | | | |
|---------|-----------------------------|-----------|-------|----|----------|-----------|----------|-----------|-------|----|----------|-----------|---|
| | 個別貸倒引当金 | | | | | 貸出金 償却 | 個別貸倒引当金 | | | | | 貸出金 償却 | |
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | | |
| | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | | | | | |
| 法 人 | 農 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 林 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水 産 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製 造 業 | 2 | - | - | 2 | - | 2 | - | - | 2 | - | - | - |
| | 鉱 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建 設 ・ 不 動 産 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運 輸 ・ 通 信 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金 融 ・ 保 険 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 上 記 以 外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 個 人 | 50 | 45 | - | 50 | 45 | - | 45 | 19 | - | 41 | 19 | 0 | |
| 業 種 別 計 | 50 | 45 | - | 50 | 45 | - | 45 | 19 | 4 | 41 | 19 | 0 | |

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

| | 4年度 | | | 5年度 | | | |
|----------------|---------------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
| | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 | |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト 0% | - | 14,603 | 14,603 | - | 14,885 | 14,885 |
| | リスク・ウェイト 2% | - | - | - | - | - | - |
| | リスク・ウェイト 4% | - | - | - | - | - | - |
| | リスク・ウェイト 10% | - | 14,131 | 14,131 | - | 14,363 | 14,363 |
| | リスク・ウェイト 20% | - | 98,496 | 98,496 | - | 96,749 | 96,749 |
| | リスク・ウェイト 35% | - | 5,958 | 5,958 | - | 5,762 | 5,762 |
| | リスク・ウェイト 50% | - | 746 | 746 | - | 983 | 983 |
| | リスク・ウェイト 75% | - | 296 | 296 | - | 273 | 273 |
| | リスク・ウェイト 100% | - | 8,085 | 8,085 | - | 8,031 | 8,031 |
| | リスク・ウェイト 150% | - | 0 | 0 | - | 1 | 1 |
| | リスク・ウェイト 250% | - | 9,061 | 9,061 | - | 9,041 | 9,041 |
| | その他 | - | - | - | - | - | - |
| リスク・ウェイト 1250% | - | - | - | - | - | - | |
| 計 | - | 151,380 | 151,380 | - | 150,091 | 150,091 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みません。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

| 区分 | 4年度 | | 5年度 | |
|-------------------------|--------------|-----|--------------|-------|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | 適格金融 資産担保 | 保証 |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | - | - | - |
| 地方三公社向け | - | - | - | - |
| 金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け | - | - | - | - |
| 法人等向け | 2 | - | 3 | - |
| 中小企業等向け及び個人向け | 23 | 786 | 14 | 973 |
| 抵当権付住宅ローン | - | 24 | - | 23 |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - |
| 証券化(エクスポージャー) | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - | - |
| 上記以外 | 1 | 84 | 9 | 177 |
| 合計 | 27 | 895 | 27 | 1,174 |

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

| |
|---|
| <p>「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。</p> <p>①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。</p> <p>②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。</p> <p>なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。</p> |
|---|

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

| | 4年度 | | 5年度 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | - | - | - | - |
| 非上場 | 7,945 | 7,945 | 7,946 | 7,946 |
| 合計 | 7,945 | 7,945 | 7,946 | 7,946 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

| 4年度 | | | 5年度 | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| - | - | - | - | - | - |

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

| 4年度 | | 5年度 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

| 4年度 | | 5年度 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

| | 4年度 | 5年度 |
|-------------------------------|-----|-----|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | - | - |

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.247年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的 開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

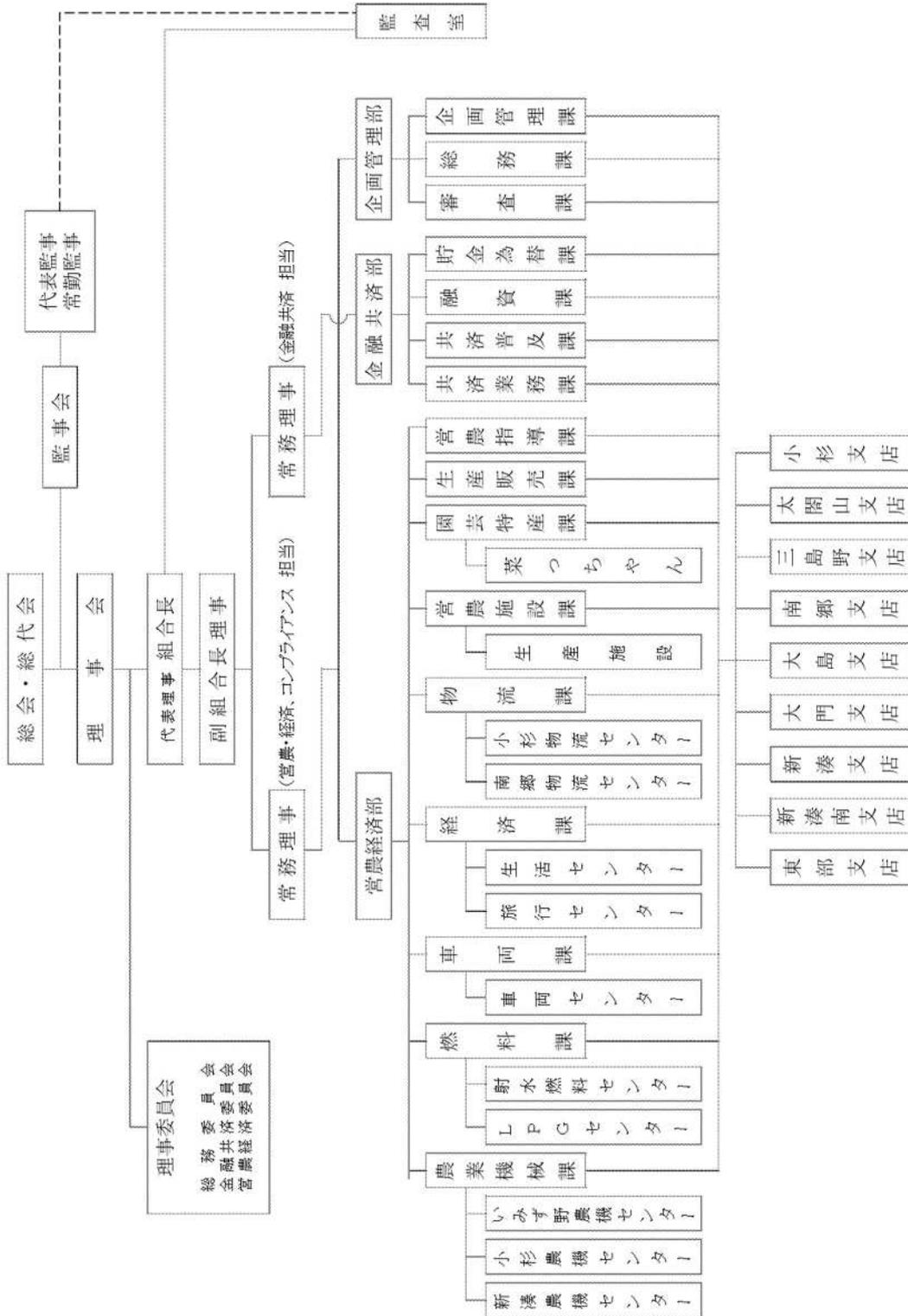
(単位:百万円)

| | △EVE | | △NII | |
|-----------|-------|-------|-------|-----|
| | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 上方パラレルシフト | 1,289 | 1,329 | 59 | 16 |
| 下方パラレルシフト | - | - | 2 | 7 |
| スティープ化 | 1,514 | 1,624 | | |
| フラット化 | - | - | | |
| 短期金利上昇 | - | - | | |
| 短期金利低下 | 153 | 116 | | |
| 最大値 | 1,514 | 1,624 | 59 | 16 |
| | 当期末 | | 前期末 | |
| 自己資本の額 | 9,923 | | 9,787 | |

【 J A の概要】

1. 機構図

令和6年6月現在



2. 役員一覧

(令和6年6月現在)

| 役職名 | 氏名 | 役職名 | 氏名 |
|---------|-------|------|-------|
| 代表理事組合長 | 塚本 清 | 理事 | 小塚 守 |
| 副組合長理事 | 土合 正夫 | 理事 | 森田 秀信 |
| 副組合長理事 | 臍嶋 茂夫 | 理事 | 島 孝之 |
| 常務理事 | 廣田 一也 | 理事 | 梅川 龍男 |
| 常務理事 | 野尻 知成 | 理事 | 北林 勝実 |
| 理事 | 川東 茂幸 | 理事 | 松本 剛明 |
| 理事 | 田中 美憲 | 理事 | 稲垣 美雪 |
| 理事 | 清水 裕之 | 理事 | 森永 玲子 |
| 理事 | 川野 修 | 代表監事 | 折橋 清弘 |
| 理事 | 堀 俊之 | 常勤監事 | 夏野 邦昭 |
| 理事 | 稲垣 潔 | 監事 | 森田 啓介 |
| 理事 | 宮原 謙次 | 監事 | 山屋 武明 |
| 理事 | 堀 清範 | 監事 | 駒井 秀樹 |
| 理事 | 鈴木 正道 | 監事 | 小見 豊彦 |
| 理事 | 北角 武史 | 監事 | 矢野 昌彦 |
| 理事 | 畠中 正志 | | |

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和6年6月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

(単位:人、団体)

| 区分 | 4年度 | 5年度 | 増減 |
|------|--------|--------|-------|
| 正組合員 | 5,104 | 5,015 | ▲ 89 |
| 個人 | 5,046 | 4,954 | ▲ 92 |
| 法人 | 58 | 61 | 3 |
| 准組合員 | 7,609 | 7,501 | ▲ 108 |
| 個人 | 7,505 | 7,394 | ▲ 111 |
| 法人 | 104 | 107 | 3 |
| 合計 | 12,713 | 12,516 | ▲ 197 |

5. 組合員組織の状況

| 組織名 | 構成員数 |
|-----|------|
| 青年部 | 100名 |
| 女性部 | 361名 |

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

射水市一円及び高岡市姫野、金屋、中曽根、上牧野、下牧野、富岡町の区域

8. 店舗等のご案内

(令和6年6月現在)

| 店舗及び事務所名 | 住所 | 電話番号 | ATM設置台数 |
|----------|--------------|--------------|---------|
| 本店 | 射水市北野1555-1 | 0766-52-0023 | — |
| 小杉支店 | 射水市三ヶ981 | 0766-55-2525 | 1台 |
| 太閤山支店 | 射水市黒河4728-5 | 0766-56-3011 | 1台 |
| 三島野支店 | 射水市大門本江285-1 | 0766-52-0262 | 1台 |
| 南郷支店 | 射水市串田1374-1 | 0766-54-1011 | 1台 |
| 大島支店 | 射水市小島704 | 0766-52-0109 | 1台 |
| 大門支店 | 射水市北野1555-1 | 0766-52-0415 | 1台 |
| 新湊支店 | 射水市本町3丁目17-8 | 0766-82-8540 | 1台 |
| 新湊南支店 | 射水市沖塚原778-1 | 0766-82-8560 | 1台 |
| 東部支店 | 射水市加茂中部196 | 0766-59-2341 | 1台 |

| | | |
|------------|-------------------|----|
| 店舗外ATM設置施設 | 大門総合会館:射水市大門67 | 1台 |
| 店舗外ATM設置施設 | 旧片口支店:射水市新片町5丁目11 | 1台 |
| 店舗外ATM設置施設 | 旧堀岡支店:射水市堀岡301 | 1台 |

組合単体開示項目掲載ページ一覧(農協法施行規則204条関係)

| 開示項目 | ページ |
|---|----------|
| <概況及び組織に関する事項> | |
| ○ 業務の運営の組織 | 87 |
| ○ 理事及び監事の氏名及び役職名 | 88 |
| ○ 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称 | 88 |
| ○ 事務所の名称及び所在地 | 89 |
| ○ 特定信用事業代理業者に関する事項 | 89 |
| <主要な業務の内容> | |
| ○ 主要な業務の内容 | 21～29 |
| <主要な業務に関する事項> | |
| ○ 直近の事業年度における事業の概況 | 3 |
| ○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 | 62 |
| ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) | 62 |
| ・経常利益又は経常損失 | 62 |
| ・当期剰余金又は当期損失金 | 62 |
| ・出資金及び出資口数 | 62 |
| ・純資産額 | 62 |
| ・総資産額 | 62 |
| ・貯金等残高 | 62 |
| ・貸出金残高 | 62 |
| ・有価証券残高 | 62 |
| ・単体自己資本比率 | 62 |
| ・剰余金の配当の金額 | 62 |
| ・職員数 | 62 |
| ・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額 | 70 |
| ○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 | 63～74 |
| ◇ 主要な業務の状況を示す指標 | 63・74 |
| ・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。) | 63 |
| ・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支 | 63 |
| ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや | 63 |
| ・受取利息及び支払利息の増減 | 64 |
| ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 | 74 |
| ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 | 74 |
| ◇ 貯金に関する指標 | |
| ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 | 65 |
| ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 | 65 |
| ◇ 貸出金等に関する指標 | 65～67・74 |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | 65 |
| ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | 65 |
| ・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額 | 66 |
| ・用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高 | 66 |
| ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 | 66 |
| ・主要な農業関係の貸出実績 | 67 |
| ・貯貸率の期末値及び期中平均値 | 74 |

組合単体開示項目掲載ページ一覧(農協法施行規則204条関係)

| 開示項目 | ページ |
|--|----------|
| ◇ 有価証券に関する指標 | 69～70・74 |
| ・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高 | 69 |
| ・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高 | 70 |
| ・有価証券の種類別の平均残高 | 69 |
| ・貯証率の期末値及び期中平均残高 | 74 |
| <業務の運営に関する事項> | |
| ○ リスク管理の体制 | 8～10 |
| ○ 法令遵守の体制 | 11～12 |
| ○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 7 |
| ○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 12～13 |
| <直近の2事業年度における財産の状況に関する事項> | |
| ○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 | 31～57 |
| ○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 68 |
| ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 68 |
| ・危険債権 | 68 |
| ・三月以上延滞債権 | 68 |
| ・貸出条件緩和債権 | 68 |
| ・正常債権 | 68 |
| ○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の | 68 |
| ○ 自己資本の充実の状況 | 75～85 |
| ○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | 70 |
| ・有価証券 | 70 |
| ・金銭の信託 | 70 |
| ・デリバティブ取引 | 70 |
| ・金融等デリバティブ取引 | 70 |
| ・有価証券店頭デリバティブ取引 | 70 |
| ○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 69 |
| ○ 貸出金償却の額 | 69 |
| ○ 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 | 61 |